

道小情報・道中だより

号 外

令和5年12月27日

令和5年度

- ・意見交換会
- ・各課懇談会

発行

北海道小学校長会
北海道中学校長会

道教委との意見交換会・各課懇談会

8月7日(月)、北海道教育委員会と北海道小学校長会、北海道中学校長会、北海道公立学校教頭会の3団体が学校の現状について共有し、意見交換会・各課懇談会が行われた。そこでは、北海道教育委員会教育長をはじめ、北海道教育委員会幹部や各担当者、各団体の会長、役員、地区理事や幹事の参加のもと、各地区からの現状や課題についての報告を受け、意見交換が行われた。その内容についてお知らせする。

意見交換会

14時 第2水産ビル4階会議室
(進行 川端香代子 学校教育局長)

「教員の新たな研修制度による教育の質の向上
と学校経営について」

北海道小学校長会 会長

森 田 智 也(札幌市立北園小学校)



本日は、意見交換会と各課懇談会の実施について、格別のご配慮をいただいたことにまずもお礼申し上げます。私も教頭時代からこの場に参加させていただいているが、道教委と意見を交わす、すり合わせをする、現場の現状を知っていただく、道教委の考えを深く知る貴重な場であると理解している。北海道は、ご存じのとおり、広域分散型といわれ、一般的に広いだけではなく、局が違えばこんなにも違う。市町村が違えば、格差が見えるという状況がある。道小、道中、道公教は、そのような学校にある悩みを聞き、それを自分たちの懐にとどめるのではなく、このような場で共有していくことが、道小、道中、道公教の努めであると自負している。

それがたった1校の悩みであっても、真剣に耳を傾けることは大切にしていきたい。

さて、今回テーマとなっている対話に基づく受講奨励による新たな研修制度だが、始まったばかりなので手探りの状況下と思う。これは、教員の免許更新制の発展的解消によるものであり、人材不足解消の面からも、正直失敗する訳にはいかない。ここでしっかりと人材育成していかななくてはならない。課題ということではないが、聞こえてきた話をまずはお伝えする。どの校長も真面目に取り組んでいることが伺えるが、真面目にやればやるほどに、「時間が足りない。」という声は少なくない。これはかなり深刻である。これまでも面談を行ってきたが、今の学級の様子や指導に関しての悩みやアドバイス、今後の目標、人事に関する内容、家族の状況など多岐にわたっていた。そこに、研修履歴についてとなると、時間が足りないという状況が聞こえてきた。しっかり聞き、確実に伝えることが面談では大切と考えているが、皆様方はいかがでしょうか。その他としては、「学校職員のニーズをきちんと把握しているか。」「それが押しつけになっていないか。」という声もある。これを解消するのは時間をかけて話し合うことである。すると先ほどの問題に立ち返る。さらには、「研修の結果、評価をどうするか。」という期末に向けての課題も聞くことができた。

また、小規模校になると「研修に行かせたいが補欠を組むのが難しくなっている。」という課題も今回改めて私のところに届いた訴えである。それぞれが抱えている課題があろうかと思う。一緒に汗かくためにこの会があると思っている。ぜひ知恵を出し合いな

がら、一緒に解決策を探っていきたいと考えている。

北海道小学校長会 副会長

遠 藤 隆 典 (小樽市立稲穂小学校)



令和の日本型学校教育の考え方によって各学校で実践していこうとしているが、教師がどのような考え方で臨んでいるかを確認していくのに、この「対話に基づく受講奨励」が役立っている。ストレートに教員の考え方を聞く機会となるのは、大きなきっかけづくりとして重要。小樽市では数年前から「人材育成」の重要性を認識し、人材研修を行っている。管理職の養成研修や、期限付教員を対象とした研修、ミドルリーダー候補を集めて行っている。これは黙っていても集まらないので、積極的に校長が動くことが大切と考えている。ただ、研修を行うための放課後の時間を生み出そうとしているが、なかなかかなわないのが実情である。面談にも時間がかかる。

また、研修に出かけたくとも教室を空けることに罪悪感をもってしまう教員もいる。「周りに迷惑をかけて申し訳ない」というような気持ちになっているようである。小樽市の中の小さな学校では、一人欠けても授業を回すのがぎりぎりであり、やはり人的な保障など余裕をもった取組が必要である。

北海道中学校長会 事務局次長

河 村 克 也 (岩見沢市立東光中学校)

コロナ禍ではなかなか外に研修に出かける機会がなかったので、先生方の間には「研修は一方的に聞くもの」という意識が広まっているようだ。先生方との面談の中では、ライフステージなどの話をするが、今年は「外の空気を吸ってきて」と話している。その中で考えているのが、先生方の「研修観」の転換である。そこに校長との対話が必要となって

くるので、自分自身、話術も含めて研鑽が必要と感じる。中学校では、教科によって研修に出やすい教科とそうでない教科がある。特に特別支援学級では、授業がびっしりと組まれており、また目を離せない環境から、外に出にくい実態があることをどうクリアしていくかが課題と考えている。



北海道小学校長会 副会長

谷 口 光 伸 (江差町立江差小学校)

檜山は極小規模がほとんどである。このような環境では、教頭も授業をもっているケースもあり、人手がままならない状況で、研修に出したくても出せない状況である。ここに対策がほしい。通信などを活用して取り組むことも可能だが、資質・能力を向上させるためには、やはり一方的なものではなかなか高まらない。その意味では、単に研修を受けるのではなくビフォー・アフターのように研修の前後で効果を確認できるようなシステムが必要と感じる。



北海道小学校長会 副会長

吉 崎 健 一 (稚内市立潮見が丘小学校)

宗谷地区代表であるが、宗谷から研修に出席するとなると、やはりそれなりの時間がかかる。どうしようもない距離の解消に、通信を利用した研修など幅が広がったことはうれしいが、やはりそれ

だけでは不十分。全ての課題解決までは網羅されていない。宗谷地区では、北海道教育大学旭川校の北村先生を招いて、「対話に基づく受講奨励における校長の役割」について学んでいる。校長の中には対話を指導や叱責とはき違えている校長もいると聞いた。校長としては「研修で学ばせたい」という思いが強いのかもしれないが、担任としてはそこに行くまでに明日の授業の心配が先に立っている。校長としては「その状況を理解すべき」と学んだ。いかに「研修」と「先生方」をうまくつなぐかにかかっている。まずは校長が学ぼうと意識している。



北海道小学校長会 副会長

齋 藤 超(釧路町立別保小学校)

道東も小規模、複式が多数を占めている。専科も少しずつ入ってきているが、まだそれほど浸透していないこともあり、担当授業時数は多い実態がある。その先生方に研修を進めるのは、なかなか難しいのが実情。面談をするのにも、放課後の合間を縫って、終業時刻を過ぎていた場合は職員との合意の下、面談をしている。先生方は真面目なので、研修を受けようとする気持ちがある。オンデマンドの研修は大変良いものと考えてるので、それを職員に紹介している。それをどう活用していくかは、校長の仕事の一つである。



【西口昌司 教育指導監】

心理的安全性は、大変重要な要素と捉えている。地区の校長先生のエピソードの中で、心理的安全性が求められる場面があった。この必要性は、中教審の中でも繰り返し述べられているが、昨年度の生徒指導提要の中では心理的安全性のど真ん中を突くことが書かれている。職場でどんな発言をしても、評価が下がらない、むしろ価値付けされるような安心感に包まれた環境が非常に重要になる。このことは人材育成の重要なキーワードでもある。

北海道公立学校教頭会 会長

野 田 隆 之(札幌市立北都中学校)



先生方の新たな学びを考える中で、教頭は「職員室の担任」という立場で、心理的安全性をもった職員室風土を築くのが重要と考える。さらには、研修に行かせる、というスタンスでなく、研修に行きたくなるような環境をつくっていくことが教頭の仕事だと思う。そのためには北海道全体の特徴を捉えて、様々な研修を提供していただくとありがたい。研修に行き行って学べた、だからまた行きたい、という循環につなげたい。校長との対話による受講奨励は、すなわち人材育成なのだと考え、教頭としても一人一人の背景を含めて理解し、個人の能力や個性を校長と共通理解しながら進めていくことが必要だと考える。

北海道中学校長会 副会長

盛 永 明 寿(日高町立富川中学校)

協働的な学びにおいて、学校表彰をいただいた。研修によって学校が変わる、というものである。日本教育会の講演の中で、「未来を見据えて教育を考えていく必要がある」という視点があった。新しいことに取り組むことになるので、先生方には

「なぜそうなのか」ということを理解してもらった上で進めてきた。これからの未来はこうなっていくのだ、こう進んでいくのだ、という共通理解が重要であった。研修もお金を工面しながら先生方を道外へ派遣し、その成果を学校内で還流してもらってきた。研修における教師同士の協働的な話合いが同僚性を高めていくことを再認識した。この中で、未来を創造しながら今の子どもたちにどのような教育を施していけばいいのかを考えながら進むことが大切だと学んだ。



北海道中学校長会 事務局次長

河村 克也(岩見沢市立東光中学校)

先生方は、子どもたちのために勉強していきたいという気持ちをもっている。個のレベルアップを学校力につなげていく、校長はその役割を担っている。校内研究をどう方向付けするかは大事な仕事。現場は若年層とベテランが混在している。その中でどのように研究を施していくかが大切になってくる。子どもが学ぶのと同じように、先生方も学んでいく仕掛けをつくっていくことが必要である。

北海道小学校長会 会長

森田 智也(札幌市立北園小学校)

校内研究における、いわゆる授業研究の場において、「自分で工夫してあれこれ授業をつくることをいったん止めてみないか」という提案をしてきた。もう一度基礎・基本を学び直さないかという提案。今一度教科の専門家に学んで、その専門家に授業案を書いてもらうくらいの気持ちで。もう一度きちんと本質的なものを学ぼうという提案。授業の作り方をしっかり説明してもらう。この学習の本質はどこにあるということをレクチャーしてもらう。先生方の負担を減らすという側面からも提案した。

北海道中学校長会 事務局長

三浦 英悟(札幌市立琴似中学校)



小学校と比べて、中学校では全校研といわれる校内研修は少ないという印象。どうしても一つの授業を観てということでは教科の専門性が壁になってくる。そうなるとどうしても次に進みづらくなってしまっているので、「生徒の主体性」といったような研修テーマを設定してやってみている。これで少しは壁を薄くできている。授業づくりにおいても、若年層の授業づくりにはベテランが加わるなどして研修することで成果が生まれている。

北海道小学校長会 副会長

松本 伸彦(岩見沢市立岩見沢小学校)



本地区では、小中3校において児童生徒の9年間の育成、教職員のつながり、予算執行上の結びつきの研修について取り組んでいるところである。本校では46歳が一番若い教諭。あとは50代、60代。この中で教職員がお互いに同僚性を発揮しながら授業力を高めていく、という点では活性化に苦慮している。よって、近隣の小中学校で力を合わせて取り組んでいる。中学校区全体で授業を通して子どもたちを育てる、ということを大切にしている。中学校の理科の専科が小学校高学年で教えることで、小中お互いを感じることもあり、学びにつながっている。

北海道小学校長会 副会長**遠 藤 隆 典(小樽市稲穂小学校)**

学校力を総括的に向上させていくということで、事務の共同実施において研鑽しあっている。また、「小中一貫教育の中、地域で子どもたちを育てるために何ができるか」という視点で、小中の先生方は「授業の中でどのようなことができるか」を考えている。中学校の理科教師が小学校で教えると、中学校での教授法は小学校では通用しないだとか、ICTの活用は小学校が進んでいるなど、違う文化に触れつつ学んでいるようである。

北海道中学校長会 会長**森 田 聖 吾(旭川市立忠和中学校)**

本日は校務ご多忙の中、倉本教育長様はじめ、多数の幹部の皆様と、「教育の新たな研修制度による教育の質の向上と学校経営について」という、本道教育の充実を図る上での重要なテーマに、川端学校教育局長様の司会進行により、教育行政の中枢を担う皆様との意見交換を行い、今後の取組の充実に資する方向性が明確となる貴重な時間となったことに、心より感謝申し上げます。

さて、教員の資質・能力の向上に当たっては、教員一人一人が自らの専門性を高めていく営みを自覚しながら、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことができるよう、校長等のアドバイス、いわゆる「受講奨励」が重要であると認識している。その際、私どもが留意しなければならないのは、「受講」という言葉の解釈であり、教育委員会等が実施する研修講座の「受講」のみでなく、教員が指導方法に関する参考書を読むことや、校内研修など教師としての専門性をアップデートする様々な学びが含まれることを理解し、先生方の「主体的な研修」につなげていくことである。また、学校経営の充実

という視点からは、新たな研修制度を職員間の同僚性を高める絶好のチャンスと捉え、各学校が戦略的に取り組むことである。

本校は、5月の校内研修で、一人一台端末などのICT機器を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」についての研修を推進した。特に、今日、求められる「新たな授業のイメージ」を校長が各種エビデンスを基に説明し、その後、教員が「教科における主体的な学習者を育む授業づくり」についての考えを交流し、授業改革の方向性を共有した。研修の最後には、研修履歴の記録の仕方を確認したことにより、この制度全体の理解が深まった。教師としての資質・能力を高める方法には、唯一の最適解はなく、自分にふさわしい主体的な学びと、同僚と研修する協働的な学びなど、一人一人の教員にとって本制度が生かされるよう、日々の対話を大切にしている。加えて、本日も話題に上がっていた、「北海道における教員育成指標」を有効に活用している。

この育成指標に関わっては、私も委員を務めたが、国の方針を踏まえながらも、「本道の指標としての独自性」をもって編集されている。北海道らしさは、「教育的愛情」を最上位で示すこと、「子ども理解力」については、「生徒指導」とは別に設定するなど、「子ども主体」とした学校教育を実現するために必要な資質・能力を強調している。改定に当たっての「思い」や「ねらい」を、現場の受講奨励に生かしていきたいと考えている。道小・道中の両校長会においては、令和5年度の活動重点に、小学校長会は「子どもを主語」に、中学校長会は「子どもを主語とした教育」の実現を全道の校長先生方に力強く発信している。今後とも、両校長会は、北海道教育委員会との意見交換などを通して、ベクトルを共有し、それぞれの立場から北海道教育の充実に努めてまいる。

教育長 挨拶**【倉本博史 教育長】**

限られた時間であったが、今回のテーマ、「研修制度」について貴重な声を聞いた。

昨年度は「ICTの活用」を掲げて声をお聞かせいただいたと記憶している。この間、授業を観せてい

ただ機会がいくつかあって、それを足掛かりに微力ながら考えてきたところである。なかなか先生たち同士の研修を見る機会がなく、改めて今回、学校の状況や課題について知り、各校長先生が率先してけん引してくださっていることを感じた。これからの時代、教員自身が自ら学び続けていく環境づくりをいかに構築していくのかを改めて考えなくてはならない。先生一人一人は「学んでいきたい」と考えている中、忙しさのため十分に果たされていない状況が分かった。当然ながら、教師が学んでいくことで授業が変わり、学校が変わる。

そしてそれが児童生徒の学びに大きなプラスになっていく。教育委員会としても、いただいた意見をもとに、何ができるかをしっかりと考えていきたいと思う。また、校長会、教頭会の皆様と力を合わせて一つ一つ取り組んでいきたい。引き続き、意見交換を進めてまいりたい。



各課懇談会

(15時20分 ホテルポールスター札幌)

第1分科会／「個別最適な学びと協働的な
学びの一体的充実について」
(司会 北海道小学校長会対策部副部長 下山 弘美)

○提言1

「GIGAスクール構想の進捗状況と

今後の課題について」

北海道小学校長会 対策部長

近 藤 康(別海町立上西春別小学校)

地域や学校規模により通信環境に不具合が見られる状況だが、この3年間で学校の通信環境・機器の整備は大きく進んだ。課題としては、配置端末台数に余裕がなく全職員に端末が行き渡っていないことや校務支援システムが導入されていないこと

など、自治体によって差が見られる。授業における端末活用の取組は、着実に浸透してきている。調べ学習にとどまらず、チャットによる意見交流やファイルの共有化による表現物の作成、オンラインによる学校間交流・合同授業などの実践も見られる。学級・学年閉鎖時や不登校の子どもへのオンライン授業の活用は進んできている。

一方、教員のICT研修については、道教委からも多くの研修コンテンツを示していただき、各種研修等を積み重ねているが、教員のICT活用の力量に差があるのも事実である。教員のICT活用を日常的に推進できる体制の整備が、学校経営上の課題になっている。AIドリル等の導入も始まっているが、費用が保護者負担の自治体もある。保護者の理解を得ながら、AIドリル等の有効活用について、学校として検討を進めていく必要がある。端末の毎日の持ち帰りから、持ち帰りの検討・試行段階まで、自治体・学校によって幅がある。持ち帰り時のルール設定、トラブルがあった場合の対応、端末・充電ケーブルの破損・故障時の費用負担、学習用具等の持ち運びの配慮等、解決すべき課題がある。また、依然として家庭の通信環境の差もある。子どもがICT環境を最大限に活用するという視点に立ち、道内の好事例に学びながら、校長のリーダーシップのもとスピード感をもって取組を進めることが急務であると考ええる。

今後、端末の更新時期を迎え、AIドリル等、有料アプリの導入も進むことが予想される。保護者負担のない形で予算措置がされ、GIGAスクール構想の更なる推進を図るために、学校として重点的に取り組むべきことについてご示唆をいただきたい。



○提言2

「ICT機器を効果的に活用し、主体的・対話的で深い
学びの視点からの学習活動の充実について」
北海道中学校長会 対策部長

工 藤 亘 (旭川市立中央中学校)



旭川市においては、各学校の教育課程の編成・実施に関する裁量についての考え方を認識し直し、学校や地域の実態に応じながらICT機器の活用を含め、校長自らが責任をもって柔軟に判断できるよう、校長会としての活動の重点の一つとして捉え、推進している。具体的には、理科、美術科等におけるリアルとデジタルを融合した授業づくりなど試行錯誤を続けながら進めており、その成果を旭川市教育研究会各教科部会などで交流し、市内の各学校へ発信しているところである。

また、「学び合う活動の充実」「説明・発表の機会の充実」などにICT機器を積極的に活用している。今後は教室の中にある多様性に向かい合い、紙ベースの一斉授業からの脱却を意識しながら、ICT機器を効果的に活用した「子どもを主語にした教育活動」の展開など、教職員の意識と行動の改革を図る取組を推進していくことが不可欠であると考えている。また、学校における働き方改革との両立がマストであるとも認識している。そこで本日は、道教委の皆様依次为3点についてお伺いしたい。

1点目は、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、「これまでの実践とICT機器の最適な組み合わせを実現する授業づくり」など、学校訪問指導の方針や指導資料作成等に関する情報について。

2点目は教職員の負担軽減・指導の充実、学習の効率化のためのICT支援員やGIGAスクールサポーターの配置の拡充、ICT機器を活用した家庭学習の充実、教育支援ソフト等の整備について。

3点目はGIGAスクール構想で生徒1人1台整備された端末の更新に向けた国の方針に基づく今後の取組について。以上、学校現場が懸念する3点の課題を含めて、道教委のお考えや見通しについて、ご示唆いただきたい。

【回答 ICT教育推進課】

ICT環境について、指導者用端末や校務支援システムの経費については、国の「教育のICT化に向けた環境整備計画」において、市町村に地方交付税措置されていることから、道教委としても、引き続き環境整備について、各市町村教育委員会に働き掛けを行ってまいりたい。

校務支援システムについては、全道約150の自治体で校務支援システムが入っていると把握している。推奨している共同利用型の校務支援システムについては100を少し超えるぐらいの自治体に導入されている。市町村が校務支援システムを導入するに当たって、契約事務の軽減や近隣の市町村が同じシステムが入ることによって、先生方が異動しても同じ環境の下で校務を進められ、校務の効率化が図られるなど、そのような観点から共同利用型の校務支援システムの活用を積極的をお願いしているところである。

これから校務支援システムの導入を検討される市町村においては、ぜひ共同利用型の校務支援システムの導入を検討の一つとしていただきたい。授業での端末の活用について、教員の力量の差や、体制の整備については、教員のICTに関する研修会の実施や道教委のWebページの中にICT活用ポータルサイトがあり、このような中で実践事例や研修コンテンツなどの情報発信を行っているところである。地域や児童生徒の実態に応じたICT活用を進めるためには、校内における取組の工夫も重要であると考えている。授業での端末活用を進めている学校で実際に行っているという取組をいくつか紹介させていただきたい。例えば、校内においてICTを活用した好事例や失敗事例を積極的に共有されている例や校内の教員同士でICTを活用した授業を参観し合っているような例。異動してきた教員が初心者を対象とした操作研修や全ての教員における実践報告など、計画的な校内研修を実施している例。校

務での積極的な活用を通じた授業における活用のイメージづくり。このような例が実際にICT活用が進んでいる多くの学校で実践されている。

これらの取組を参考とし、ICT活用に苦手意識を抱えている教員も巻き込みながら、学校全体で組織的、継続的な活用の充実を図ることが期待されているところである。こうした取組を行う際には、活用に慣れている若手教員と教科指導の技術に長けているベテラン教員の協力を促すなど、一人一人の教員の強みを生かすとともに、一部の先生方に負担が偏ることがないように校内体制を整えることも重要である。教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほどICTの活用が進んでいるという国立教育政策研究所の研究成果もある。引き続きポータルサイトの充実など、教育委員会や学校を支援してまいらる。端末を持ち帰り自宅等で学習することについては、家庭学習の質を充実させる上で有効であるが、自治体や学校によって取組に若干の差がみられる。各学校においては、教育委員会と連携を図りながら、端末の持ち帰りを安全安心に行えるような環境づくりを進めるとともに、各教科等の授業において、子ども一人一人の適性や興味・関心に応じた学習を充実させ、学校の授業と端末を活用した家庭学習と結び付けることが大切である。ICT端末を活用した家庭学習の充実に向けて、「家庭学習の手引き」を6月に作成し、全道の小中学校に配付をしたところである。ICTの活用により、子どもたちの望ましい学習習慣が確立されるよう、積極的な活用をぜひお願いしたい。

今後、学校のICT活用の充実を図る上で、全ての学校、全ての教科等において、1人1台端末の日常的な活用を進めるとともに、教科の学びを深めて教科の本質に迫るための活用を充実させていくことが求められている。このことを踏まえ、自校の状況に基づいたICT活用推進の方針を示しながら、1人1台端末の日常的な活用を推進していただきたい。ICT活用の試行錯誤に取り組む先生方を温かく励ましながら、新しい授業構想の糧となる知見の蓄積を進めていくことを期待している。

今年度から国では1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出するモデルを目的として、「リーディングDXスクール事業」を推進

している。北海道では小中学校で、旭川市の緑が丘中学校区が指定を受けて実践的な研究に取り組んでいただいている。道教委としては、指定校における取組や成果の普及に向けた協議会を開催するほか、ポータルサイトでも事業の取組を紹介しているので、自校の参考としていただきたい。

全国学力学習状況調査の質問項目の中にICT活用に関する項目がある。校長先生方の強いリーダーシップにより、北海道においては全国を上回る活用状況である項目が非常に多かった状況である。引き続きリーダーシップを発揮していただき、子どもたちの学びの充実に努めていただきたい。

【回答 義務教育課】

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実については、1人1台端末の活用が欠かせないツールになっている。そのため、学校教育指導においては、1人1台端末の日常的な活用を通じた資質・能力の育成を最重点として指導助言を行っているところである。また、各学校において、教育活動を展開するために教育課程の編成、実施、評価、改善に関すること、いわゆるカリキュラム・マネジメントや、先生方の研修などについても、指導主事等が必要な指導助言を行っている。

「令和5年度小・中学校教育課程改善の手引」では、教科等横断的な視点で情報活用能力などを育むための教育課程の改善や各教科等において個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくための指導の在り方、ICT環境を最大限に生かすカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組について、具体例を示している。その中で、情報活用能力の要素、情報活用能力育成のための想定される学習内容、それから情報活用能力の体系表の例などを記載している。

また、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けては、組織的、計画的なICT端末等の活用についても記載している。例として、小・中の手引のそれぞれ6ページに橙色のマトリックスになっている「ICT端末等の活用に向けて」として指針を三つのステップで記載しているので、児童生徒の授業と授業以外での活用、教職員の業務改善等の充実に向けて活用していただきたい。

段階として、ステップ1は積極的に活用する。ステップ2は効果的に活用する。恐らく多くの学校は今このレベルまで来ていると思う。ステップ3は主体的に活用する。本手引は、道教委のホームページに掲載してあるので是非、参考にさせていただきたい。なお、この三つのステップの取組については、本年度「学校力向上に関する総合実践事業」の指定校において、積極的に取り組みいただいている。

【回答 ICT教育推進課】

ICT支援員の配置の経費については、国で4校に1人配置するという目標を掲げ、小中学校分については、各市町村に地方交付税という形で措置をされている。道内において、市町村が企業に業務委託するなどして、支援を配置しているという例もあると承知している。ただ地域によって、支援員の人材の確保が難しい状況にあり、配置状況について地域差が見られる。道教委としては市町村教育委員会に対して、人材確保に向けた相談対応や、活用事例の普及などにより引き続き支援をしてまいりたい。GIGAスクールサポーターについては、環境整備の初期対応を行うものとして、昨年度、「GIGAスクール運営支援センター事業」が終了している。市町村教育委員会に対しては国の事業を活用するなどして、民間事業者を含む組織的学校の体制の構築について引き続き働き掛けてまいりたい。ICT機器を活用した家庭学習の充実のために、図書館や公民館等、放課後の学校の通信環境を活用した取組事例を収集・発信するとともに、市町村教育委員会に対して家庭への通信環境整備の支援を促進してまいりたい。教育支援ソフト等の整備については、市町村教育委員会に対して、地方交付税措置の活用を働き掛けるとともに、国の「リーディングDXスクール事業」を活用し、費用負担の生じない汎用的なソフトウェアを用いた効果的な事例の普及を図ってまいりたい。1人1台端末の更新については、今年の6月16日に閣議決定された、いわゆる「骨太の方針2023」において、「学校の利活用計画の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について公教育の必須ツールとして更新を着実に進める」と記載されている。現在、国で次年度の予算に向けて検討されてい

るものと承知している。道教委としても、端末の更新については、国庫補助による十分な財源措置を講ずるよう全国都道府県教育委員会連合会と連携して、引き続き強く国に要望してまいりたい。国は「今後、端末整備を滞りなく進めていくためには、端末の利活用の状況等に地域差や学校差があってはならない」と言っているところである。端末の利活用の地域差や学校差を早急に解消するとともに、一層の利活用の促進を図っていく必要があるというのが国の考えである。道教委としても、各学校において1人1台端末などのICTの活用が一層推進されるよう引き続き効果的な事例の普及で、ICT活用研修等への支援を行ってまいりたい。各学校においても校長の強いリーダーシップのもと、1人1台端末を活用した授業改善の取組の一層の充実を図っていただきたい。

○提言1、2に関する懇談・意見交流

北海道中学校長会 地区理事

能 登 貴 英(帯広市立南町中学校)



本校は、若手で熱心な教員がいるので、比較的に進んでいるが、全道的に見ると、非常にばらつきがある。毎日使っているところ、週1～2回しか使っていないところ、月1回以上というところもあり、非常に幅がある。帯広市のICT支援員は、1人しかいない。39校で1人である。実際に来校して端末等を触りながら指導していただくことは、得意ではない先生方にとっては大切である。地方は非常に厳しい状況であり、様々な施策を聞いたが、更に地方への支援をいただきたい。授業以外での活用については、なかなか活用されてない学校が多い。本校もあまり高い数字ではなかった。本市ではAIのドリルは活用しやすいということで、昨年度、帯広市中学校長会14校でスタディサプリを導入した。しかし、今年は

値上がりをして断念した。ワークの代金など、いろいろなところを削って導入していたが、それでも補えないぐらいの値上がりだった。ジャストシステムのジャストスマイルを半分ぐらいの小学校で活用している。

本校は、金額が高いということで断念せざるを得なかった。以前から帯広市に入っているeライブラリを活用している。ただ、問題数が少ないとか、難易度がそれほど高くないということがあり、十分な活用ができてない。保護者負担にならないような形で、家庭で使えるドリルとか問題集が充実されれば、更に定着していくのではないかな。

今後、MEXCBTはどのような形になっていくのであろうか。ロイロノートを使いたいという先生が多いが、残念ながら予算の関係で入れられない。Jam boardを使いながら、交流授業を進めている。そのようなソフトが使えるような形になってほしい。家庭のWi-Fi環境については、学校側の努力も必要だと思う。前任校では、3月には全員にWi-Fi環境が整ったので、本校でもぜひ進めていきたい。

今年、帯広市に校務支援システムが導入された。システム上、フルスペックではなかったのですが、使い勝手が悪いという声も聞こえてくるが、工夫しながらうまくやっていきたい。専門家会議において校務DXについての報告があったが、国主導、道教委主導で使いやすい環境ができてくると、働き方改革につながるとともに、子どもたちの学習にも直接効果があると思うので、校務DXについてご示唆をいただきたい。

【回答 ICT教育推進課】

ICT支援員については、地域によってばらつきがある。帯広市が1人であるというのは把握している。市町村に地方交付税がついており、それぞれの予算のできる範囲で支援しているものと考えている。予算に関わることは、財政的なこともあって道教委で支援というのは難しいが、人材確保の取組や活用事例や委託事例を普及しながら、市町村の教育委員会を支援していきたい。使用したいソフトウェアはたくさんあると思うが、ソフトウェアに関しても、それぞれの市町村に地方財政措置がされている状況である。市町村が予算の範囲で対応してもらって

いるような実態である。道教委としては、汎用的なソフトウェアでどこまでできるかという事例をいろいろ集めて、皆様にお届けしていきたい。

校務DX化について国の専門家会議で少し見解があった。今年度、国で次世代の校務DXの支援事業を行っており、全国的に統一した仕様の統合型校務支援システムを構築していこうというような動きを国主導でやっている最中である。北海道は、国の動向を注視しながら、負担がかからないような校務支援システムの動向について市町村の皆さんに働き掛けていきたい。

○提言3

「個別最適な学びと協働的な学びの充実に

資する授業改善について」

北海道小学校長会 対策部幹事

里 館 大 (札幌市立みどり小学校)



個別最適な学びの充実にについては、主に次の3点が求められていくと考える。

1点目は、児童生徒の多様な学習スタイルとニーズに合わせて、個別の学びの機会を提供すること。教師は児童生徒の学習進捗状況や興味に応じて、個別の学習計画や教材を提供することが求められていくと考えられる。

2点目は、カリキュラムや教材の柔軟性を高め、児童生徒が自分のペースで学べるようにしていくこと。教師は個別の進捗状況に応じて、追加の教材や学ぶ機会等を提供する準備が求められていくようになっていくと感じている。

3点目は、児童生徒が、自分の学習スタイルに合わせて学習を進めていくこと。クロームブック等のICT 端末を活用して、児童生徒が個別に学べるような教育ツールやオンラインプラットフォームの導入が一層必要になっていくと考える。

次に、協働的な学びの充実については、主に次の3点が求められていくと考える。

1点目は、児童生徒同士の協働性、コミュニケーションや協調性を育むこと。グループワークやチームプロジェクトなど、協働的な学びの機会を積極的に導入していくことが一層求められると考える。

2点目は、児童生徒の討論やディスカッションの場の設定等、異なる視点や意見を共有できる取組を行うこと。教師は、児童生徒たちが積極的に参加できるように、適切な授業構成やファシリテーションの役割が必要になっていくと考える。

3点目は、児童生徒が実践的なスキルや知識を獲得していくために、実際の問題に対して協働的に取り組むような機会を設定すること。プロジェクトベースの学習や実践的な課題の導入が必要になると感じる。

このような学びを充実させていくためには、教師の役割や意識の変革も必要である。教師は、伝統的な知識の伝達者から、児童生徒の指導者やサポーターへの役割を担っていく場面が増えていく。児童生徒の学びを促進し、個別のニーズに合わせた支援を提供していくことや児童生徒の進捗状況や興味に関するデータを活用し、適切なフィードバックやアドバイスを提供することが重要になっていくと考える。同時に、教師同士の知識やスキルの共有が一層重要になり、最新の教育研究やベストプラクティスに基づいて、授業改善のために連携し合うことがますます必要になっていく。「個別最適な学びと協働的な学びの充実」に資する授業改善については、これから実践や検証を進めていかなければならない。学ぶ力の根幹に関わる内容だが、共通理解の進め方等、クリアしなければならない課題も多い。今後、各校で取組を進めていく上で、校長として大事にしていかなければならないポイントなどをご示唆いただきたい。

○提言4

「35人学級の早期実現など、

子ども一人一人の可能性を引き出すための

教育環境や指導体制の構築について」

北海道中学校長会 対策部幹事

小 泉 寧(南幌町立南幌中学校)



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行され、安全安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育への転換が始まっている。これにより、公立の小学校の学級編制の標準が約40年ぶりに、35人に段階的に引き下げる措置が講じられた。

また、北海道においては、独自の施策により令和5年度は小学校第5学年以上、中学校第1学年における35人学級が推進されている。このような折、本年3月には、本道の学びの環境がより一層充実することを目指す「北海道教育推進計画(2023年度～2027年度)」が策定された。本計画では、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」などを柱にしているが、学校現場において、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や、いじめ防止の取組、不登校生徒への支援を図るには、中学校における35人学級の早期実現が不可欠であると認識している。

本校では、「誰一人取り残さない学び」に向けて取組を進めている。子ども自身がスモールステップで学びを振り返り、自分のタイミングで繰り返し体験し直したり、学んだり、他者の学習を参照したりするなど、学習意欲向上への工夫や、学習のつまづきの発見など、即応できる体制づくりを目指しているところである。しかし、本校は全校生徒135人、6

学級編制である。普通学級は4学級で第1学年41人の1学級、第2学年は50人で25人ずつの2学級、第3学年は31人で1学級である。各学年で1学級あたりの人数が大きく違っており、その学習環境に大きな差を実感するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導への難しさも感じているところである。

特に、人数の違いは授業の効率に大きく影響し、個に応じた指導を進める上で障害となっている。また、指導方法工夫改善の加配の措置により、英語、数学は習熟度別による少人数指導が実現しているものの、教科により取組の差が顕著になっている。このように、新たな北海道教育推進計画の実現に向けては、中学校における指導・運営体制の充実が急務であり、次の2点について道教委の皆様にお伺いしたい。

1点目は、国においては、5月に中央教育審議会に「質の高い教師を確保するための環境整備」について諮問され、中学校35人学級の導入など学校の望ましい教育環境や指導体制の構築に向けた検討が始まっている。道教委としての中学校35人学級における認識や、今後の35人学級の実現に向けた取組について伺いたい。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の5類へ移行後、学習指導員、スクールサポートスタッフなどの人的措置の支援が後退しているが、教員の負担軽減やきめ細かな指導の充実など、柱の一つの「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」に向けた取組について伺いたい。

【回答 教育政策課】

今年度、35人学級については、国の加配を活用し、小学校では法律では4年生までとなっているが、5年生の全部と合わせて第6学年の一学級が36人から40人までの学校において実施している。

中学校については第1学年の生徒が71人以上になる学校ということで、35人以下学級を先行実施している。来年度、小学校においては、いわゆる義務標準校は小学校5年生までということになるが、一年早く加配を活用し、全ての学年において35人以下学級を実現する考えである。

中学校は、平成18年度から第1学年の一部、いわ

ゆる71人以上からの学校ということで35人以下学級の少人数学級の実践研究事業を実施している。仮に、道内の札幌市を除く中学校全てを35人学級とする場合、試算で申し上げますと、学級数が170ぐらい、教職員定数が250程度というような大幅な増が見込まれている。法律の改正無しに、現時点では非常に難しいので、都市教委連と連携をして、国に対して強く定数の改善を要望しているところである。中教審の答申が、報道では来年と言われているので、国の動向を見ながら、速やかに対応してまいりたい。

【回答 教職員課】

スクールサポートスタッフについて、道教委では今年度19学級以上の希望する学校に年間を通じて配置した。コロナ感染症対策分として当初7月末まで原則8から18学級の希望する学校に配置した。5類移行後においても消毒作業は児童生徒の健康管理の業務が一定数であることを考慮し、8月以降においても継続配置したところである。加えて国のコロナ臨時交付金を活用し、欠員などが生じている学校などにも新たに配置することとしたところである。

しかし、国のコロナ臨時交付金については、今年度限りとなっているので、来年度の配置は厳しい状況にあることから、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの外部人材を希望する全ての学校に配置することなどについて、国に対して要望しているところである。

国の動きとして6月に閣議決定された「骨太の方針2023」、この中で2024年度から3年間を集中期間としてスクールサポートスタッフの小中学校への配置拡大を速やかに進めるとしている。中教審の諮問も、来年の春に方向性を示すというようなところである。また、7月24日に中教審の特別部会において年間授業時数の見直しやスクールサポートスタッフの配置に関しても、8月に緊急提言をまとめる見通しである。道教委としては、こうした国の動きを注視してまいりたい。

○提言3、4に関する懇談・意見交流会

北海道小学校長会 地区理事

小 野 敦 司 (旭川市立永山南小学校)



旭川地区の小学校は52校あり、それが8地区に分かれて定期的に校長の会議を行っている。その中で各校の使い方を交流する場面がある。この教科のこの場面で端末をどのように使うかということ積み重ねて蓄積を行っているという事例をよく聞く。校務での活用が、授業で活用することへの抵抗感をなくすために大事であり、職員会議の議案などはペーパーレス化を見越して行っている学校も増えている。DX化を考えると、職員会議の議案も共同で編集できるようにしておくと、様々な意見が出て、その場で変わった部分をその場で修正していけば、更に効率は上がるであろう。

使い方はいろいろあるが、果たしてそれが効果的なのかどうかは各校の研究授業の協議の中で話題が上がるようになってきた。使うことが目的になっていないだろうか、使うことに意味があったのかといった視点での話し合いができてきている。

旭川市立中学校がリーディングDX事業対象になっているということで、これから市内にも様々な取組内容を広く知らせてくれるものと期待している。情報モラルとデジタル・シティズンシップ、それからプログラミング教育、基本的スキルなどが、何月に何年生がどのような内容を実施するという一覧表を目にする機会があり、その中に情報モラルとデジタル・シティズンシップの両方が同じ表の中に二つあった。この二つをどのように捉えて進めていけばいいのかということについても教示いただきたい。

北海道中学校長会 地区理事

山 下 秀 一 (余市町立旭中学校)



昨年から、後志地区は指導監訪問の中で、この部分は特に重点的にご指導いただいているところである。昨年と今年とその中核で指導されているのは、探究的な学びを総合に限らず、各授業や他の領域にもその資質・能力という部分が生きするような授業に改善していくことである。

探究的な学びのスパイラルは課題設定、情報収集、整理分析、まとめ表現というような流れであり、それを教科の授業の中でも意識していたり、あるいは中学校ではいろいろ向き合う問題、特に進路に関わっての問題などは、まさにその探究的な考え方でアプローチしていたりしている。子どもたちの自立に向かうようなことで、自分の進学校をどこにしようか、自分の現状と照らし合わせて考えて、決まったら、その受験合格に向けて、どのようにアプローチをしていけばいいのかという部分は、まさに主体的に取り組む子どもたちの動きを促すような関わりになる。

特に昨年、今年と指導監からは探究的な学びを各学校で充実させ、総合的な学習の時間は、あくまでも切り口として入っていく部分である。大切なのは、子どもたち一人一人を育てていけば個別最適な学びと協働的な学びの充実につながるであろうというご指導をいただいている。

【回答 ICT教育推進課】

ICTは発展が非常に速く、今までなかったものがどんどん出てきたり、今あるものがどんどん変わってきたりしている。いろいろな言葉が出てくるが、その言葉を発する人や団体によって使い方が違ってくる。情報モラルとデジタル・シティズンシップについては、イメージをもつことはできるが、どこにも定義

されていない。特にデジタル・シティズンシップについては、学者それぞれがいろいろな定義をしている。この単語に限らず、単語自体を見るのではなく、その単語が何を表しているのかを一緒に見る集団で議論していただきたい。

ICTを活用した教育、ICT教育、ICTを使うことの教育、ICTを使って学びを深める教育など、いろいろある。これからも、見る時に気を付けていただくことと、皆様も学校の中で先生方に発信する際、自信をもって発信していただいて、それを見る我々の方で内容を確認していきたいと思う。道教委では、折を見て言葉の定義や解説はホームページに掲載していく。

【回答 義務教育課】

ICT端末等の活用が一番発展的な段階の「主体的に子どもたちが活用する場面」では、探究のプロセスにおいてICT端末を活用することも位置付けている。

本年6月16日、閣議決定された教育基本振興計画には、基本的な方針として大きく二つ示されてる。

一つは一人一人が豊かで幸せな人生を送る、いわゆるウェルビーイングを実現するということ。そのために子どもたち一人一人の学びを保証することが大切であり、ウェルビーイングがキーワードになる。

もう一つは、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手を育成するということ。この方針の実現に向けて、必要な手だてが個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実ということになる。校長先生の皆様は念頭に置かれていると思うが、改めて手段や方法が目的とならないよう学校経営を進めていただきたい。

例え話になるが、今年度から導入された新たな研修制度については、先生方が校内外で研修を受けるように働き掛けていただいているが、先ほど行われた意見交換会では、なぜ研修を受けなければいけないのか、そもそもどうして学ぶのかということが理解されていないと難しいという話が上がっていた。

やはり学校教育の目的は何か、そのためにこういう個別最適な学びと協働的な学びがあるということを整理していただきたい。学校単位で考えると、学校の教育目標や年度の重点目標がゴールで、そこに

目がけて授業づくりや授業改善が行われていくことになるものと思う。目標が明確になれば、おのずと校内研修を充実させたり、ミニ研修で皆と共通理解を図ったりしていくような流れになっていくものと思う。また、ICTの活用については、先生方がまず使ってみる、体験してみるということがとても大切である。日常的に校務で使うクラウドなどを活用し、先生方が便利だと思えば、それを授業づくりにイメージすることができる。

ICTの活用は、教育課程や学習指導の視点はもとより、安心して学べる環境や先生方の資質・能力の向上、そして働き方改革の辺りまで広い視野から捉えられるので、校長先生として戦略的、計画的、組織的に取り組んでいただきたい。

第2分科会／「危機管理と生徒指導について」 (司会 北海道小学校長会経営部副部長 村上 智樹)

○提言1

「危機を未然に防ぐリスクマネジメントとトラブル

発生後に行うクライシスマネジメントについて」

北海道小学校長会 経営部長

渡 辺 弘 行 (千歳市立みどり台小学校)



分科会テーマに関わる現状と課題について、説明させていただく。

近年、学校における危機管理の対応範囲が学校事故、不審者、施設管理、保健・衛生、交通事故、教科指導、生徒指導、情報取扱、職務・服务等、多岐にわたっている。いずれも対応を誤ると、学校に対する信頼に大きく関わってくることになり、リスクマネジメントとクライシスマネジメントの確立が喫緊の課題となっている。

現在、学校では様々な危機を想定した道教委作成の「学校における危機管理の手引」をもとに、迅速かつ的確に対応するために自校の危機管理マニユ

アルの見直しを進め、危機管理に関する校内研修や訓練を行いながら改善を図るなど、不測の事態に対応できるように取組を進めているところである。

本年4月のJアラートによるミサイル発射の対応では、本校でも児童の登校中であったため、校長の指示のもと、自校の危機管理マニュアルによる今後の対応を保護者へメールで発信するとともに教職員を通学路へ指導に出し、すでに学校に到着している児童を校内に入れるなど、速やかに対応することができた。教職員の共通理解があったからこそその的確な対応であったと考えている。

道内いずれの学校においても同様に対応できたものと理解している。また令和4年3月には「第3次学校安全の推進に関する計画」が文部科学省より示された。その中で、目指す姿の実現に向けて五つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図るとしている。そのため、より一層、各学校でのリスクマネジメントやクライシスマネジメントへの取組や意識の向上についての効果的な取組が求められたものとする。リスクマネジメントとクライシスマネジメントで大切になるのは、校長がリーダーシップを発揮して、危機管理に対していかに教職員と共通理解を図って、迅速かつ的確に対応することができるかであると理解している。リスクがクライシスにならない取組こそが究極の危機管理になるのではないかと考える。

それには、普段から教職員が危機感を共有することできるように研修等で具体的な対応を身につける必要があると考える。石狩管内では、危機管理の取組の一つとしてコンプライアンス確立に向けた重点目標と重点取組を設定し、各学校で進めているところである。服務規律の保持に関わり、教職員個人のみならず、組織での意識変革を目指して不祥事の防止につなげていくものである。

様々な機会を通して、校長が中心となって教職員の危機管理意識の向上を図ることで、リスクの減少を目指している。つきましては、危機管理やリスクマネジメント、クライシスマネジメントに対する教職員の理解を更に深めていく効果的な研修の在り方や、関係機関との連携の在り方について、道教委の見解や今後の見通しなどをお伺いしたい。以

上、機会をいただいたことに感謝し、非常に限られた範囲ではあるが、取組状況についての説明をさせていただいた。

○提言2

『いじめの積極的な認知』と

『学校いじめ対策組織』等の充実に向けた

管理職のリーダーシップについて」

北海道中学校長会 経営部長

小 森 享(石狩市立樽川中学校)



私からは「危機管理と生徒指導」について、特に、「いじめの積極的な認知」と「学校いじめ対策組織」等の充実に向けて、石狩管内の状況を踏まえ、管理職のリーダーシップという観点から、学校の現状と課題について説明する。

今日、いじめの対応に当たっては、積極的な認知に始まり、早期の組織的な対応や児童生徒に対する継続的な支援が重要となり、重大事態の調査に当たっては、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って対応に当たることが求められる。各学校現場においては、校長が危機感をもってリーダーシップを発揮し、「チーム学校」で一体となって取り組んでいる。道教委からも本年3月に「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、4月にはいじめ防止対策等が着実に推進されるよう「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」を見直し、新たな行動計画として策定されたと理解している。いじめの認知については「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、1,000人当たり小学校は67.3件から80.3件、中学校は22.4件から24.2件となっている。前年度より認知件数は増えたものの小学校と比較すると中学校においては、より一層積極的な認知を進めていかねばならないと受け止めている。そのため、

当管内では、年2回の調査に加え、各市町村や学校独自のいじめ把握の調査を行い、認知を進めている。

今年度は、昨年改訂された生徒指導提要の校内研修を計画的に推進する中で、特に「いじめ対応の重層的支援構造」を意識した組織的な対応を重視し、学校いじめ防止プログラムの作成・見直しを進め、生徒が主体となった集会や撲滅運動、スローガンや標語、宣言作成など、ほぼ全ての学校で未然防止の取組を組織的に進めている。

さらには、学校いじめ防止基本方針の見直しを実施した際に、「援助希求的態度」の育成に関わる取組を強化している学校もある。

また、PTAや学校運営協議会との連携や小中連携・一貫教育において、いじめ問題に関わる連携を位置付けている学校もある。このように「学校いじめ対策組織」を有効に機能させ、いじめの認知率を高め、「いじめ見逃しゼロ」を目指す学校体制の構築、いじめを生まない環境づくりを管内一丸となって取り組んでいる。

現場の課題としては、児童生徒支援の加配職員の活用に加え、スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）をはじめとする外部人材の有効な活用を進めているところではあるが、いじめ対応にはまだその人員が不足していると感じている。

また、重大事態への対応という点では、不安を抱えている管理職も多いのではないかと考えられる。このような状況を踏まえ、次の2点について道教委としての今後の施策や支援についての方向性をお聞かせ願いたい。

1点目は、いじめ問題の対応等に関わる人的配置の拡充についてである。令和5年度の当管内においては、小中学校、義務教育学校102校中17校で児童生徒支援の加配を措置していただいているが、その他の学校においても多くの課題を抱えており、現状はとても厳しい状況である。今後の児童生徒支援等に係る加配の拡充の見通しや考えをお聞きたい。

また、当管内では各市1～3人のSSWを配置しているが、今後SCの週の勤務日数の増加や、相談やサポートを依頼できるスクールロイヤーの配置拡大

等、人的配置についてのお考えや見通しについてお聞かせ願いたい。

2点目は、重大事態に関わるいじめ対策組織とその対応についてである。道中では令和6年度の調査活動において「いじめ問題への対応、主に重大事案についての対処」に関わる調査を検討している。学校現場においては、重大事態の定義やガイドラインの理解は進んでいる。その中で「生命心身財産重大事態」や「不登校重大事態」が発生した際に、調査組織については、公平性・中立性が確保され、客観的な事実認定を行うことができるよう構成されていることとなっている。

しかし、実際に弁護士や精神科医、心理・福祉の専門家等、専門的知識及び経験を有する専門家からアドバイスや支援を受ける環境が整っていないのではないか、また、重大事態に対する対処についても、事例や経験がないことから、その対応に不安を抱えている管理職がいるのではないかと。私たち校長がリーダーシップを発揮し組織体制を構築するための手だてや、必要な取組の在り方について、道教委として今後具体的にどのように環境を整え、サポートしていくのかについて、その見通しや具体的な考えについて、お聞かせ願いたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

各学校において、日頃より、学校安全に関わる施策の推進に取り組んでいただいていることに感謝申し上げる。まず初めに危機管理マニュアルについてであるが、各学校では、道教委作成の「学校における危機管理の手引」をもとに、作成していただいている。マニュアルは、一度作成したら終わりではなく、「学校を取り巻く様々な状況の変化にあった危機事象を想定しているか」「ミサイル発射等の新しい危機事象への対応を想定しているか」「学校で実施した訓練等の検証結果を反映させているか」などの視点で継続的に見直しを実施していただきたい。

次に危機管理における研修であるが、道教委で毎年開催する「管内学校安全推進会議」や、独立行政法人教職員支援機構（NITS）の校内研修向け動画教材や、「教職員のための学校安全e-ラーニング」「学校安全推進のための教職員向け研修・訓

練実践事例集」などを活用していただきたい。

また、研修では「ヒヤリハット事例」を活用するなど、各学校の実情に合わせた具体的な内容を盛り込むことが考えられる。また、実際の安全点検では「児童生徒の視点を加える」など、新しい視点を実施することも考えられる。

最後に関係機関との連携の在り方であるが、警察、消防、気象台など、学校安全の各領域に関わる多様な主体と継続的に連携するとともに、コミュニティ・スクールなど、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用し、学校安全の取組を推進していただきたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

いじめ問題への対応については、校長のリーダーシップのもと、いじめの積極的な認知と合わせて、未然防止の取組を組織的に取り組んでいただき感謝申し上げます。

まず、1点目の「いじめ問題の対応等に関わる人的配置の拡充」のうち、「児童生徒支援等に係る加配の拡充の見通し」についてであるが、道教委では、いじめ・不登校など児童生徒の生徒指導上の諸課題への対応のため、国の児童生徒支援加配を活用し、特にきめ細かな指導が必要とされる学校などに対し、教員を加配している。道教委としては、多様化・複雑化する児童生徒の生徒指導上の課題に対し、より適切に対応するためには、国の定数改善が必要と考えており、児童生徒支援加配措置の拡充について、今後とも、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、国に対して要望してまいる。

次に、「SCの週の勤務日数の増加」について、道教委としても、学校の教育相談体制や地域における支援体制を一層充実させる必要があると考えている。生徒指導上の諸課題に適切に対応するため、SCの配置拡大に向け、国に対して「スクールカウンセラー等活用事業」の補助率の引上げを要請しているところであり、今後も、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、国に対して要望してまいる。

2点目の「重大事態に関わるいじめ対策組織とその対応」についてであるが、重大事態になってしまったいじめ事案は、学校での対応が長期化し、様々な要因から解決が困難になっているものと考え

られる。

そこで、道教委では、昨年10月1日から、学校や市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案等に対して、弁護士や心理・福祉の専門家と連携し、支援するため、いじめ問題「緊急支援チーム」を派遣しているところであり、複数の学校に活用いただいている。詳しくは、令和4年9月30日付け教生学第695号通知「いじめ問題『緊急支援チーム』について」を各市町村教育委員会に通知しているので、学校だけでは解決が困難であると判断した時点で「緊急支援チーム」の派遣を要請していただきたい。

○提言1、2に関する懇談・意見交流会

北海道中学校長会 地区理事

瀧澤 義守(登別市立幌別中学校)



提言1に関わって、胆振管内の状況と課題を説明する。胆振管内では、5年前の平成30年9月6日に、北海道胆振東部地震があった。加えて、ブラックアウトにもなった。胆振管内の小中学校では、毎年9月6日を「胆振防災教育デー」として様々な取組を行い、胆振管内全体で共有している。

この取組は、胆振教育局が中心となり、胆振管内教育委員会教育長協議会と胆振管内校長会が連携して行っているものである。9月6日もしくは前日等に、防災の訓練を行っている。どのような取組をしているかと言うと、胆振管内の特徴としては、多くの小中学校が年2回の避難訓練を実施し、1回は火災で、もう1回は津波の避難訓練である。津波の避難訓練は、高台に避難する必要がある。火災の避難訓練であれば、1時間以内でできるが、津波避難訓練は線路を越えて避難するなど2時間近く時間がかかる。苫小牧市は樽前山、胆振西部の洞爺湖町・壮瞥町・伊達市であれば有珠山などの火山を抱えている。いつ噴火するか分からないので、追

加の避難訓練も実施している。

私の前任校は胆振西部であった。有珠山の噴火に備えて、教職員での校内研修、ハザードマップなどを活用した生徒への説明、そして、避難訓練には、保護者への生徒引き渡し訓練を実施していた。課題としては、噴火や津波はいつ何時起こるか分からない。4月の早い段階に校内研修として、危機管理マニュアルの確認をすることが必要であるが、年度始めの多忙もあり、思うようには進められていない。教職員への理解を深める効果的な研修の在り方について教えていただきたい。

北海道小学校長会 研修部幹事

高 原 直 樹(滝川市立滝川第二小学校)



2点お聞きしたい。1点目、いじめの認知について加害児童の保護者の同意を得られない場合がある。「うちの子はいじめていない」「うちの子はやっていない」、その場合、被害者側の認知だけで、加害者側の保護者が認めない場合は、どうしたらいいのか教えていただきたい。

2点目は、いじめアンケートの最後の項目、「いじめは絶対に許されない」の選択に、「そう思う」「そう思わない」がある。なぜここだけ、こそあど言葉を使うのか、「いじめは許される」「いじめは許されない」「わからない」の3択にどうしてならないのか、「そう思う」「そう思わない」では、低学年ではよく勘違いする。ここを改善できないかと要望したい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

マニュアルについて。新年度、新しい体制になったときに、危機管理マニュアルを周知していただきたい。年度始めが多忙なことは理解しているが、周知の時間を取っていただき情報共有していただきたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

いじめの件について。アンケートの項目については、考えさせられたので、持ち帰って、今年度中は難しいが、次年度検討させていただきたい。加害側がいじめを認めないことで悩んでいる校長先生も多いかと思う。私どもへの相談も増えている印象がある。2点の視点から説明させていただきたい。

1点目は、それぞれいじめ事案のレベルが違うと思うが、学校・校長先生がこれはいじめだと判断する根拠たるものがあると思う。単純に被害生徒、加害生徒だけではなく、周囲の生徒からも聞き取りをして、そのような状況で判断しているのであれば、自信をもって認知してよいのではないかと思う。

もう一つ、私どもの方に保護者から「うちの子どもはいじめてないと言っているのに、学校側がいじめていると言っている」と相談の電話がある。そのときに、なぜこのようなことが起きるのかと考えると、生徒指導提要の改訂で、司法面接という項目がある。特に小学生であるが、先生方は加害生徒に面接するときに、どの先生が聞くこととしているか。生徒指導提要に書かれている司法面接の目的は、生徒から正確な情報やたくさんの情報を聞き取るための方法としている。警察でも採用されている方法である。司法面接は、児童生徒の評価者が聞き取りをすることは望ましくないと書かれている。評価者とは担任である。評価する側が、評価される側に聞いてはいけない。

もう一つ、閉じた質問、「やった、やっていないか」という聞き取り方をしてしまうと事実とは違う方向の回答になることが起こりえる。

道教委にも道警からの派遣職員がいるのだが、ドラマのような「おまえ、やっただろう!」と聞いたりはしない。警察では「何があったのかを教えてくださいませんか」と聞く。加害児童生徒にも「何があったの、教えて」と、2人体制で聞く。1人は記録に徹する。記録に徹している者は、記録を書いていると何かおかしいとか、矛盾があることに気付く。そこから今度は閉じた質問をしていく。このような聞き取り方で、どのように情報を得るか、工夫する余地があるのかもしいないと思う。詳しくは生徒指導提要に記載されているので、一読していただきたい。

○提言3

「ヤングケアラーや児童虐待、自殺予防など

喫緊の課題について」

北海道小学校長会 経営部幹事

工 藤 雅 人 (北広島市立大曲小学校)



分科会テーマに関わる現状と課題について、説明させていただく。ヤングケアラーについて、令和3年8月に道内の中学生、高校生を対象として行われた道の調査において、「家族の中に自分がお世話をしている人がいる」と回答した生徒は中学校2年生で3.9%という結果が示された。こうした生徒のうち、「誰かに相談したことがない」と回答した割合は中学校2年生で約8割あり、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できない状況が伺える。

こうした中、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」が施行され、ヤングケアラーを支援する姿勢を明確にしており、条例の中で、教育に従事する関係機関として、当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握するよう努めることや、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めることなど、学校や教育委員会の役割が示された。

各学校では、道教委の「ヤングケアラー支援に係る『校内研修パッケージ』」等を活用するなどして、ヤングケアラーに対する正しい知見をもち、その把握と支援に努めることが急務と考えている。

次に、児童虐待についてお話しする。北海道保健福祉部から令和4年9月に公表された、「令和3年度 道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況」では、道内の児童相談所が虐待事案として相談対応した件数は、道児相が4,019件、札幌児相が2,402件であり、併せて6,421件と、全道では過去最多となった。札幌を除く道児相の状況

を見ると、通告による対応件数の割合が最も多いのは「警察」で55.3%となっており、「学校等」は4.0%と少ない状況である。子どもの年齢別の対応件数としては、小学生が35.5%と最も多く、中学生は15.2%となっており、併せると半分を超えていることから、学校での適切な対応が望まれる。

児童虐待防止法第5条においては、学校は、虐待を可能な限り早く発見して、関係機関と連携して対応することが求められている。そのためには、虐待の定義やその影響、対応の仕組みなどについて正確な知識をもつとともに、個々の教師が抱え込まず、組織で対応できる校内体制を工夫することが重要と考えている。

また、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあることから、自殺予防教育についても喫緊の課題として取り組んでいくことが求められる。ここで取り上げたヤングケアラーや児童虐待、自殺予防など喫緊の課題については、学校だけで解決することが難しく、課題に対応した適切な関係機関との連携が必須と言える。

また、家庭生活の中で起こる事案が多いことから、地域の方の協力を得ることも重要である。こうしたことを踏まえて、ヤングケアラーや児童虐待、自殺予防等については、教職員の理解の深化を図る研修の在り方や、関係機関、地域との望ましい連携の在り方について道教委の見解や今後の見通しなどをお伺いしたい。

○提言4

「教職員のモラルの向上と服務規律の保持について」

北海道公立学校教頭会 副会長

鹿 野 智 雄 (苫小牧市立糸井小学校)

代理 北海道公立学校教頭会 事務局次長

鶴 羽 伸 介 (千歳市立北陽小学校)

私からは、「教職員のモラルの向上と服務規律の保持」について、私が勤務する胆振管内の取組を含めて、学校の現状と課題をお話しさせていただく。

不祥事の根絶に向け、教職員の意識改革や自覚を促す指導の徹底を全道の教頭が当事者意識をもって取組を進めている。しかしながら、不祥事防

止対策には、特効薬がなく、粘り強い対策を講じ、研修を重ね、各地区においても様々な新たな取組を教頭が主体となって進めている。

令和5年度胆振管内コンプライアンス確立に向けた重点目標及び重点取組についての通知では、「交通事故・違反の根絶」「体罰の根絶」「わいせつ・ハラスメントの根絶」の3点が掲げられている。4月の胆振管内教頭会において、局長から令和4年度は懲戒処分18件と依然として憂慮すべき状況であるとの説明があった。

胆振管内教頭会では、年度当初の総会で管内の重点目標の実現に向け、モラルの向上と服務規律の保持について、改めて全教頭が指導の徹底を図ることを確認した。また、胆振管内の各学校においては、一校一実践の取組を行っている。いくつかの実践例を紹介させていただく。

当管内の重点である「交通事故・違反の根絶」については、管内では職員会議での指導機会が一番多いが、ある学校では「交通事故・違反の撲滅」の意識高揚を図る署名活動を行ったり、教職員が毎日退勤時に目にするとところに啓発標語等を掲示したりする活動がある。また、管理職からの粘り強い継続的な指導としては、管理職の日報による啓発や、朝の打合せで管理職からの指導研修を行うなどしている。交通安全・事故の撲滅に向けての効果的な取組例としては、道教委の報道機関発表資料や新聞記事を使用した指導、北海道警察の「チャレンジセーフティラリー」への参加、管理職や教職員相互の日常的な声かけによる規律保持の意識の醸成などが報告されている。

そうした取組を続けてはいるが、令和5年度も道民の学校に対する信頼を損なう、教職員の不祥事報道が続いている。児童生徒の教育に直接従事する教職員は、より高い倫理意識が求められているこ

とを、全道の教頭が道教委の通知や指導資料を活用するなどして、指導の徹底を図っている。北海道教育委員会として新たな研修の在り方や道教委の見解などについて、お聞かせ願いたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

ヤングケアラー支援に係る取組について、本年3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」において、学校を含む関係機関の取組や目標が示されたところであり、学校においても、ケアラー及びヤングケアラーやその支援について共通理解を図り、取組を進めていくことが求められている。

このような中、各学校においては、ヤングケアラーの概念や学校における支援事例等について教職員への理解促進を図るとともに、支援が必要な可能性のある児童生徒を把握した場合には、スクールソーシャルワーカー等と連携し、必要な支援につなぐことが大切である。そのため、道教委としては、「北海道ケアラー支援推進計画」の期間である令和7年度末までにおいて、教職員の共通理解や具体的な取組を検討するための「校内研修パッケージ」を作成し、公開するとともに、北海道社会福祉協議会ケアラー支援推進センターが開催するケアラー支援関係機関職員等研修について、積極的に受講するよう周知してきた。

今後は、「校内研修パッケージ」を用いた研修を年間の校内研修等の計画に位置付けたり、関係機関等職員研修の参加者を講師とした校内研修を行ったりするなど、教職員の共通理解を図るとともに、地域や学校の実態に応じた支援策について、校内で検討していただくようお願いしたい。

昨年12月に改訂された生徒指導提要について、今年度、校内研修を実施している学校も多いことと思う。そこで、道教委では、国の動向を踏まえ、教職員一人一人が「生徒指導提要」について理解を深め、チーム学校として、児童生徒理解に基づいた組織的な生徒指導の充実を目指し、教職員向けの生徒指導資料を作成し配付する。生徒指導資料の内容は、生徒指導提要の内容を短時間で確認できる「理論編」と、児童虐待や自殺など対応のポイントが分かるように、道内の過去にあった事例を参考に、複数の事例を組み合わせた「事例編」を予定し



ている。今後、生徒指導資料は、校内研修での研修資料のほか、校内支援チームなどにおいて活用していただきたい。

【回答 総務課】

教職員のモラル向上と服務規律の保持について。本道の教職員の懲戒処分件数は、ここ数年横ばいで不祥事が後を絶たない状況であり、わいせつ行為や体罰事案は相変わらず発生している現状となっている。

令和4年度の懲戒処分件数は、53件で、そのうち交通事故違反件数は27件、体罰は11件、わいせつセクハラは4件である。平成25年度の件数は、183件あり、そのうち交通事故違反が65件、体罰が67件、わいせつセクハラが10件で、この10年間で交通事故では6割、体罰では8割の減少となっている。これについては、各学校において研修をしている結果と考えている。交通事故・体罰で減少したかを考えると、交通事故については、平成17年度当時220件の懲戒処分を実施している。速度違反について、管理職研修などにおける注意喚起、教職員への声掛けなど、現場における地道な努力かと思う。

また体罰については、平成24年に実施した全国調査をきっかけに、体罰の定義や指導の在り方に対する教員個々の意識が改善されたこと、人権意識の高まり、体罰や暴言に対する世間の捉え方が大きく変化したものと考えている。

近年は、懲戒処分件数が減っている。次に不祥事防止に向けて現状について説明する。道教委が実施する教職員に向けた不祥事防止に向けた研修については、初任段階研修、中堅研修、資質向上研修の他、管理職昇任研修において、道教委としての体系だった研修は行っていない。従って、管理職、新規採用教職員など、一般教職員の多くは、校内研修での対応となっている。

道教委では、道立学校長および市町村教育委員会教育長に対して、定期的に服務規律に関する通知文を発出するとともに、わいせつ・ハラスメント・情報セキュリティ・体罰などに関して、資料・チェックリスト等を配付し、校内研修に活用してもらうように発出している。しかしながら、各学校で研修を行い、校長先生が不祥事の事例を紹介し、

資料を配付しても、教職員の理解等が不足しているのが現状かと思う。私どもも、不祥事の事情聴取などで校長先生に話を聞くが、教職員の当事者意識を高めていくのは難しいという話はよく伺う。

次に、不祥事防止策について説明させていただく。当事者意識の醸成であるが、教職員一人一人の処分を出さないという心構えをもつためには、教職員である前に一人の人間として、自分も不祥事を起こしうるという認識をもつことから変えていかなければならないと考えている。当事者意識の醸成が難しい状況として、児童生徒のために日々努力を惜まず懸命に取り組んでいる教職員は使命感をもって頑張っているという意識が非常に強いので、他の教職員が起こした不祥事は、自分には関係ない、自分がそのようなことをするわけがないという思いで捉えがちになり、当事者意識をもつことが難しいと考えている。学校の閉鎖性や児童生徒への優位性もあり、不祥事が起こりやすい環境であることを十分認識し、指導や対応が適切であるかどうかを問い直し確認することが重要かと考えている。

次に、不祥事の防止に関する研修の充実についてである。学校における働き方改革が推進される中で不祥事防止の研修に多くの時間を割くことは難しい。道教委が積極的に関与し対策を講ずるべきと考えており、わいせつ事故防止策の策定、ポータルサイトの開設、研修資料等の工夫改善、研修動画の配信、校内体制の整備促進などを図るようにしている。教職員に限らず社会人の経験を積むに従い自己流の考え方や業務の仕方が身に付くものであり不祥事につながるリスクの意識が低くなりやすくなると考えている。

校内研修内容の工夫改善として、ケースメソッドの手法を取り入れることで、同僚との議論を通して相互理解が進むことで当事者自身の醸成であるとか抑止効果が期待できるのではないかと考えている。不祥事につながるリスクへの意識を高めることや、リスクに関する鋭い感覚を身に付けるには、グループディスカッションやワークショップ方式による参加型体験研修で、自分の過去の失敗やヒヤリハット体験を話し、自校に起こりうる不祥事の可能性や未然防止策を検討することができると考えている。昨年度から校内で研修できるようにケース

メソッドの考えを取り入れた研修資料を作成している。今後、資料等を改善して配付することとした。

○提言3、4に関する懇談・意見交流

北海道小学校長会 地区理事

大 橋 宏 朗(七飯町立大沼岳陽学校)



提言3も4も待ったなしの状況だが、特に提言3についてである。中学校2年生の調査であるが、約4パーセントがお世話をしている。そのうち8割が相談したことがない。ざっくりと計算すると30人に1人ぐらい、1学級に1人ぐらい、お手伝いをしている生徒がいる。ヤングケアラーにはならないが、その可能性がある生徒がいるのではないかと考えてもいいかと思う。

ところが、ヤングケアラー、児童虐待、自殺、学校現場の教職員の意識としてはヤングケアラーを軽く考えているように思う。すぐに命に関わることではないと考え、そのようなことから道教委から出ている校内研修パッケージを活用しながら研修をし、教職員一人一人に意識させていくことを渡島地区の校長会としても考えている。

特に、渡島地区校長会の管内では、理事研修会4回と各市町の研修が1回と合計5回の研修があり、共通の認識を広げることができているので、およそ二か月に1回は共通認識を共有することができる。そのような機会を通して、生徒指導や危機管理以外の内容でもあるが、各市や町で事例交流を行って、取組内容についての共通理解を図るようにしている。

今年度はヤングケアラーに関わる校内研修パッケージの活用についての交流をした。町によって意識の差があったりすることにより、大きな事故につながることを避けたい。特に小さな町もあり、一つ

の町に一小・一中という町もある。市や町で交流できないところに穴が開かないように意識の改革、共通認識をしている。

今後とも、道教委から提供された資料等を活用していくように考えている。

【回答 生徒指導・学校安全課】

先日もヤングケアラーの研修を4回ほど実施し、話をさせていただいた。取組は、まだこれからという部分があるので、これから先生方にご意見をいただきながら熟度を高めていく段階だと考えている。先ほど発言していただいた校内研修パッケージ、まずはここらだと思う。中々根付かないという部分があるが、研修に入れていただくとか、我々道教委もPRしていきたいと考えている。

加えて、研修を通してアナウンスしていただける方を増やしていき、校内の研修を行っていくであるとか、保健福祉部でもいろいろと細かいところから一つ一つ始めているところである。新しい資料などが出てきたら、先生方に意見をいただき、よりよい研修資料を作成していきたいと考えているので、引き続きよろしく願いたい。

北海道中学校長会 地区理事

襲 田 佳奈恵(当麻町立当麻中学校)



ヤングケアラーのことについて。先日も地区ごとに行われたヤングケアラー協議会で課題となっているのが、各市町村教委と保健福祉部の連携がうまくいっていないところがあるという話を伺った。上川管内ではそうならないように、上川教育局とともに連携しながら、一番近くでケアラーを発見するのは学校だから、学校が情報をどこに上げていけばよいのかをしっかりと連携をとれるような体制を構築することを確認したところである。全道レベルでは

どの程度なのかを、道教委が押さえたいれば教えていただきたい。

【回答 生徒指導・学校安全課】

教育部局と保健福祉部の関連性については、問題になっている連携をどのように取っていくかだと考えている。研修会に出席して、とても感じたのは関係機関が多い業務であるし、保健福祉事務所との関係もある。それが地域によっては風通しが悪いところもあるかと思う。そういった話が出てきたことを保健福祉部とも話しているので、研修の中でもそのような話ができればと思う。

北海道公立学校教頭会 副会長

奥 平 真 紀(函館市立駒場小学校)



函館市の教頭会で7月に道教委から講師を招いて研究会を行ったところである。校内の不祥事防止委員会の設置について、どの程度進んでいるかは教頭会でもまだまとめきれていない。校内だけではなく市内各校でどのような取組が進み、どのように教頭が関与していくかについて、教頭同士で進めていければと考えている。ついては、助言をいただきたい。

【回答 総務課】

校内における組織として、コンプライアンス会議であるとか校内倫理委員会などを設置することが、校内における不祥事、不適切な指導であるとか、勤務時間等を守るとか、そういったことを破ることの抑止になるのではないかと考えている。学校内で事故が起きたときの学校として組織として動きやすくなる。校長先生、教頭先生がやっている校内研修に参加し、一般の先生方も実践していただきたいが、先生方も多忙であるから、新たに委員会を設置す

るというのは抵抗があると思う。

しかし、そのような委員会を設置し、若い先生を中心に研修をすることが校内における抑止になることを、研修で話させていただいた。処分されるような事件がなくなるのは、なぜなくなるのか。校長先生・教頭先生に一生懸命研修をやっていただいてもなくなる。

特に教員特有の児童生徒への被害がなくなるのは、事故を起こす先生が捕まらないだろう、自分は大丈夫だろう、要するに災害のときの正常性バイアスと同じ考え方である。他人に対しては厳しい見方をするが、自分は大丈夫だと飲酒運転する方がいる。わいせつと飲酒運転の処分は、10年前と数がほぼ同数。どこに問題があるかという自分は大丈夫だという意識があるから、自己中心的な考え方になっている。どのように対応していくかであるが、不祥事防止ではなく人材育成という観点から昨年の10月にスクールコンプライアンスの通知文を発出した。不祥事防止対策会議の委員の協力を得て、コンプライアンスハンドブックを作成している。いずれ配付したいと考えているし、完成後はホームページに掲載するので、参考にいただきたい。先生方の資質を上げ、特に若い先生の使命感、責任感を高める指導をしていただき、それが素晴らしい人生につながり、不祥事防止につながってくると考えている。

第3分科会／「教職員のキャリア形成に向けた 資質・能力の向上について」

(司会 北海道小学校長会研修部副部長 稲上 敏男)

○提言1

「人材確保と教職員の資質・能力の向上について」

北海道小学校長会 指名理事(へき・複)

小野田 年 克(幕別町立明倫小学校)

代理 北海道小学校長会 指名理事(へき・複)

井 上 隆 一(占冠町立占冠中央小学校)

テーマについて連盟加盟校の状況も踏まえ説明させていただく。へき地小規模校においては、「人材確保と教職員の資質・能力の向上」は密接な関係がある。へき地教育振興法には都道府県はへき地校に対し「定員に特別な配慮を払う」ことと「教員の研修に十分な機会を与える」ことが記載され

ているが、現状は厳しいものとなっている。

教職員の資質・能力の向上のために研修は必須であるが、小規模校では研修を受けたくても補欠授業体制が組めず、受講を断念せざるを得ないこともある。道へき・複連ではこれまでも「教頭が学級担任となる3学級4定員の解消、児童生徒数に関わらない養護教諭・事務職員の配置、理科等の教科の複式解消、中学校の免許外教科担任の縮減」などを要望し、校内体制の充実に努めてきたが、十分な成果が得られていない状況となっている。

今年度から「新たな研修制度」が始まり、個人の受講歴が一層重要となる。安心して研修が受けられる環境をつくることは、間違いなく教員の資質の向上にもつながる。人員配置は国の定数によるものであると承知しているが、北海道は日本一面積が広く、公立小学校の複式学級数、へき地の学校数、へき地校在籍の児童数が全て全国一である。

そこで、他府県の先駆けとなる思い切った人員配置・人材確保に向けた対策も必要なのではないかと考える。私どもの調査では、道内には市町村独自で複式学級補助教員を任用している例もある。

例えば、このような自治体に対し、道が補助金により支援を行うといった今までにない施策や、あるいは道費負担教員と市町村との間の柔軟な採用制度、加配等の申請における都市部とは異なる、へき地独自の基準の設定等により、一層研修が受けやすい環境づくりや、ICT活用を更に進めるための支援員を求める声への対応にもつながるのではないかと考えるが、道教委の見解を伺いたい。

また、昨今オンライン研修も増加しており、このことはへき地校の研修参加に対する距離的、時間的課題の解消につながる有効な手段である。国や道教委では、GIGAスクール構想の一層の推進を掲げているが、へき地・複式校の中には、通信環境整

備が十分ではなく、オンライン研修に支障をきたす地域もある。このような状況に対する道教委のご認識と見通しを伺いたい。

○提言2

「特別支援教育に関する

教職員の職能の向上について」

北海道小学校長会 指名理事(道特協)

青 田 佳寿紀(札幌市立手稲山口小学校)



分科会テーマに関わる課題について、道内の実情を踏まえながら説明させていただく。まず、教職員の職能の向上に当たり、目的、対象、手だてや方法などを明確にした計画的な研修が必要と考える。また、そのために、管理職自らが、特別支援教育に関する国の方針、それを受けた道教委の施策を十分に理解していくことが必要だと思う。

令和5年7月19日に、道教委主催の管理職研修会「特別支援教育の充実」があった。今後も管理職向けに研修会を実施していただきたくお願いしたい。

また、昨年3月、文科省より「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が発出された。道特協調査では、「多くの校長が考えていることが網羅されている」など、受け入れられていると考えて良いと思う。ただし、「採用後10年以内に特別支援教育の複数年経験を目指す」「採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努める」というところでは、校内研究体制の工夫や校内研修の充実、交換授業等を実施することで特別支援教育の経験を積むことに代えていくことも方法の一つとして考えていければと思う。

具体的には、指導案に個別の指導計画を載せ、特別支援学級担任は、授業と結び付けながら、子ど



もの「困り」に対する「指導上の工夫の意図」があること、その意図を明確にするために障がいの種類や程度を的確に把握することなどを中心に説明する。全教職員が授業を参観し、放課後に研究全体会で授業と特別支援教育を結び付けた話し合いを行うなどの取組がなされている。

さらに、交換授業などを実施することは、特別支援学級担任が教科などの専門性を向上させることにもつながる。通常の学級担任が特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に対する知見や経験から学び、特別支援学級担任が通常の学級担任の教科の実践を学ぶことを両輪・一体として行うことが求められていると思う。

コロナ感染予防の対応により、私たちの職能向上に関わって、オンライン研修が大きな力を発揮しており、道教委には感謝申し上げます。ただ、懸念されることとして、特に初任者層は大学から就職してまでの間、常にオンラインとマスク着用の生活が中心であった。オンラインだけでは伝わらない講師の熱量やニュアンス、気兼ねない同僚性が高められる対面での研修のよさを改めて感じる期間でもあった。オンライン研修と対面研修をバランスよく開催していただけるとありがたいが、今後の職能向上に関わる研修について、道教委の見解や見通しなどについてご示唆いただくようお願いしたい。発達に障がいがあり、特別な支援を必要とする子どもが増え続ける中、教員の成り手が不足し、かつ慢性的な人的配置不足は今すぐには解決できない問題と理解している。校長自らが学び、校長のリーダーシップのもと、一人一人の教職員の職能を向上させることは喫緊の課題であると受け止め、今後も各校で推進してまいる。

以上、機会をいただいたことに感謝申し上げ、非常に限られた範囲ではあるが、取組状況と今後の課題について説明とさせていただきます。

【回答 教職員課】

人材確保についてであるが、より多くの優秀な教員の確保のため、多くの方が教員採用選考検査を受検していただけるよう環境の整備を進めるほか、職場環境の整備を加速させるとともに、教員を志願する方々を増やすため、教職の魅力を効果的に

発信していくことが必要と考えている。

また、へき地学校の人材確保に向けては、教員採用選考検査において「地域枠選考」を設け、平成22年度から宗谷、日高、根室の3管内の小学校区分から開始し、平成29年度から中学校5教科を、令和2年度からオホーツク管内を加えるなど、へき地地域の人材の確保と定着を進められるよう改善を進めているところである。中学校における免許外教科担任の解消については、教科のバランスに配慮した人事配置や免許法認定講習の実施による複数免許所有者の拡大に努めてまいる。

【回答 教育政策課(代理回答)】

へき地小規模校の基礎定数及び加配措置の改善についてであるが、提言にあるもののうち、道教委では、中学校の免許外教科担任の解消に向けて、教科のバランスに配慮した人事配置や免許法認定講習の実施による複数免許所有者の拡大に努めているとともに、平成26年度からは、国の加配を活用して、6学級以下の中学校の一部に加配教員等の配置を行っているところである。

道教委としては、現行以上に教職員を配置するためには、国の定数改善を必要としており、へき地小規模校における定数措置の拡充について、今後とも、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、国に対して要望してまいる。

【回答 ICT教育推進課(代理回答)】

GIGAスクール構想の一層の推進に係る通信環境整備についてであるが、国の調査で「超高速インターネット」と定義されている30Mbps（メガ・ビーピーエス）以上のインターネット接続率がある道内の学校の割合は、令和4年3月現在で98.3%であり、増加傾向にあるが、十分な通信速度が確保されていない学校が一部あるということを把握している。学校においてICTを活用するためには、十分な通信環境を確保する必要がある、インターネット環境整備に要する経費は国で地方交付税措置されていることから、各市町村教育委員会に対して、十分な通信環境の確保について働き掛けてまいる。

【回答 特別支援教育課】

国において令和4年3月に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」を受け、「採用10年以内に特別支援教育の経験を」というところが報道で取り上げられているが、各学校や個人で専門性を高めていくことが喫緊の課題となってくる。そうした中、特に管理職の先生方のご理解をいただくことを目的として、特別支援コーディネーターの役割を中心に学んでいただく研修会を開催中である。

また、8月末には、長野県教育委員会の工夫した取組についてオンラインの研修が行われることになっている。各講座には、とても多くの参加があり、関心の高さを伺えたところである。この関心の高さは、各学校において課題意識をもち、真摯に受け止めているのだと認識をしている。

次に、昨年度までも特に経験の浅い教員を対象にオンラインの授業改善研修を行ってきた。そこでは通級の指導や特別支援関係の指導を行ってきたが、通級の指導などを学ぶ機会が少ない中で、このような教員の指導に役立つ機会をもつことができたのはよかったと捉えている。

オンラインの研修は、時間を調整して研修動画を見てもらえるという点では、参加のハードルを下げるができるが、より教職員個々の学びにどのように対応していくのかという点については、難しい部分がある。今後は教員の日常的な指導の迷いなどをフォローして育成につなげていくことができるような仕組みを構築していかなければならないと考えている。

次に、特別支援教育と通常の教育活動を普通教育という言葉で分けて考えることができるのかという点についてである。諸外国では特別支援教育が必要な児童生徒は、日本以上の割合となっている。これからますます、特別支援教育を充実させる対応が求められることになってくると思う。よって、特別支援教育が必要な子どもたちの対応を含めて、教職員個々が力量を発揮していくことが必要となってくる。

また、特別支援教育は、教師に求められる資質・能力の5本の柱の一つに位置付けられたという意味からも教員の専門性の向上に向け、様々な方法を

工夫して取り組んでいかなければならないと考えている。当課としても、有識者会議や本日の懇談会などを通して、それぞれの立場の方々のご意見を伺いながら、子どもたち一人一人に対応した教育施策方針の検討を進めていきたいと考えているところである。

○提言1、2に関する懇談・意見交流**北海道小学校長会 理事****寺 本 公 彦(函館市立八幡小学校)**

函館市の状況を踏まえ、提言1、2についてお話しさせていただく。免許外指導について年々、加配等を活用しながら解消してきた。地域の方と話をしている中でも、専門性の高い教員の指導を望む声を聞くことがあった。今後も様々な策を講じていただくようお願いしたい。

特別支援教育に関わっては、函館市においては中核となる教員が限られている状況であり、その教員の異動時には争奪戦となる。今後も特別支援教育を担う教員の資質・能力の底上げが課題となってくると思う。校長としても、中核となって活躍することが期待できそうな教員に対し、様々な研修への参加の働き掛けが重要であると認識している。

北海道中学校長会 理事**佐 藤 英 樹(釧路市立山花中学校)**

釧路管内では、C、D群に若い先生方が多く勤務している実態があり、経験不足から特別支援教育に対して苦手意識をもっている教員の割合が高い傾向にあると感じている。

また、人材確保という観点において教職員の欠員が出てきている状態にあり、対策をお願いしたい。また、採用辞退者が多数出ていることに対しての対策も併せてお願いしたい。

北海道小学校長会 情報部幹事

豊 田 央 (上富良野町立上富良野小学校)



上川管内において教職員の人材育成については、南北およそ300kmの広域性が大きな課題であると思う。そのための対応策の一つが、ICTを活用した研修システムの構築であると考えます。管内では教育研究団体が授業の動画資料を行う等、教職員の研修意欲向上に寄与している。特別支援教育の充実についてもICT活用が効果的であることは同様であり、今後も通信環境を含めたICT環境整備の充実をお願いしたい。

北海道小学校長会 対策部幹事

丸 岡 哲 也 (古平町立古平小学校)

提言2、特別支援教育について後志地区の実態として、今年度、中学校での通級指導教室が開設されたことをはじめ、ここ数年、巡回指導など、子どもたちの学びの場が増えている。このことに伴い、専門的指導を担う人材が必要となってくる。よって、今年度行われた管理職を対象とした特別支援教育の研修機会は、大変有効であると思う。

また、通常学級においても支援を要する児童が多くなっていることから、授業改善や学級経営についての研修で特別支援教育の視点を盛り込んでいくことが大事であると思う。



○提言3

「新たな教師の学びの姿を実現する

校長の役割と教育環境について」

北海道中学校長会 情報部長

細 谷 隆 志 (稚内市立稚内東中学校)

令和5年度北海道教職員研修計画の重点では、校長等が、教員等の「研修履歴」を活用し、対話を繰り返しながら、本人に学びの振り返りや自らの資質・能力を高めるための主体的な学びを促すことや、「新たな教師の学びの姿」の趣旨により「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の仕組みが作られた。

現状として、主体的に学び続けることができる研修の構築について、管内各校においては、今年度4月から教職員研修計画に基づいて、校長が期首面談等の対話を通して、教職員の主体的な学びを促す取組を、全ての学校において行っているところである。管内においては、昨年度のデータでみると、中学校の初任段階教員の割合が全教員比において、概ね50%弱の割合である。そのような状況の中で、始まってまだ間もない制度ではあるが、管内では、若い教員が主体的に「学びたい」という意欲が強く、昨年度から今年度にかけて道研研修講座受講者が増加しており、新しい研修制度の趣旨と相まって教員が学び続けることができる有用な制度であると実感し、校長の対話に基づく受講奨励が、自身の研修ニーズと弱み、強みを明確にし、教職員の主体的な学びを更に加速させていると感じているところである。

次に「多様な研修方法」について、先ほど述べたとおり経験年数の若い教員が多くを占める現状と管内が抱える離島の3町、極小規模校が広域な範囲に点在する北海道及び宗谷管内の特徴から、オン

デマンドやICTによる遠隔研修が必須である。集合研修や対面研修の間をつなぐ多様な研修、学校間をつなぐ遠隔合同授業や授業参観、校内研修等の多様な研修方法を、北のてっぺんにある特性を強みに変える取組を新しく創設された管内研修センターを軸に進めているところである。

課題としては、ICTの急速な進展や特別な配慮を必要とする生徒の対応など、教育課題が複雑化、多様化する中、質の高い学校教育を実現するため、教職員研修計画においてもオンデマンド研修や研修パッケージ、研修リンクナビなど研修支援の整備をいただいているところであるが、キャリアステージに応じた研修のほか、研修計画における中堅研修を終えたベテラン教職員が主体的に学び続けることができる多様な研修と、特に初任段階教職員に手厚く実践的な研修コンテンツの充実など、校内はもとより市町村や管内レベルの研修機会の充実が急務であると感じている。働き方改革の推進などを通じて、教職員研修計画において示されている、子どもと向き合う時間や校務の時間の確保などの環境整備、教員一人一人が、使命感や教育的愛情をもち続けるなどの育成指標に示された教員像を実現させるための「主体的に学び続けることができる研修内容の充実」や「多様な研修方法の提供」等に向けた、今後の道教委の取組や見通しなどをご示唆いただければ幸いである。



○提言4

「学校における働き方改革の推進状況と

部活動等の課題について」

北海道公立学校教頭会 副会長

佐藤 孝 俊(旭川市立神居中学校)

分科会テーマに関わる課題として「学校における働き方改革の推進状況と部活動等の課題」につ

いて、旭川地区の実態等を踏まえながら提言させていただきます。

旭川地区には、公立小学校51校、公立中学校26校、附属小中学校1校ずつの合計79校がある。昨年度の旭川市小中学校教頭会アンケートによると、教頭の1日当たりの平均在校時間は、小学校で11時間以上12時間未満が最も多く43%、中学校では11時間以上12時間未満、12時間以上13時間未満、13時間以上14時間未満までの3つの時間帯の割合がほぼ同じ25%前後で、合計77%となっている。

また、現任校一般教員の昨年の4月、5月の勤務状況と今年度を比較したところ、今年度5月の時間外勤務時間が増加した。これは、今までのコロナ禍での活動からコロナ禍以前の活動に変更するために、打合せや会議、諸準備の時間が増加したことが挙げられる。

現在、学校における働き方改革北海道アクション・プラン(第2期)の最終年度を迎え、ICTの活用や勤務時間の管理、コアチームによる改革推進の取組により、学校内においては、一定の縮減効果を上げている。

また、部活動の活動時間の上限や休業日の下限などの実施をほぼ確実にを行っている。しかし、業務削減にも限界が見える中、今後いじめ問題対応等の業務増加が予想される。休職者の増加や学習指導員、スクールサポートスタッフの縮減など外部人材確保がままならない中で、部活動においては、従前と変わらず教員に多大な精神的・肉体的負担を強いている。学校における働き方改革を推進し、教職員の多忙・負担感の縮減を目指すために、道教委はもとより、市町村教委との連携を図りながら、教職員の意識改革と業務改善・条件整備を早急に進める必要があると考えている。その実現のために部活動等については、次の課題があると考えている。

1点目は、旭川地区において、多くの学校で学校設置外部活動となっている柔道、陸上競技、新体操、剣道、水泳やバレーボールで今年度クラブ申請が行われ中体連大会に参加した。しかし、学校設置外部活動では、多くの学校で教員が監督・引率を行っている現状である。中体連大会参加に関わる外部コーチ等への委託など、大会・コンクール等の見直しの更なる整理が進むことを期待する。

2点目は、部活動指導員を含め、専門性や資質・能力を有する指導者の確保である。指導経験のない教職員への負担改善が進むことを期待する。

3点目は、休日の部活動の地域移行についてである。現状、平日と休日で指導者を変えている部活動は皆無と思われる。また、各大会・コンクールを休日に設定している。大会参加の可否を含め、平日は学校で、休日は地域での活動では指導を希望する教職員等の参加体制が見込めないことや休日の管理責任の問題など、働き方改革の目的である子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことに影響が出る。具体的なビジョンを早期に示していただければ大変参考になる。ついては、教頭及び教職員の負担軽減に向けた体制整備や業務改善、部活動の在り方に関して、道教委の考えや今後の見通しなどを伺いたい。



【回答 教職員育成課】

提言のあった「新たな研修制度」について、制度の実施一年目となる本年度において、道内の学校では、当初から、期首面談等の機会を活用し、校長から教員への周知・啓発や受講奨励を積極的に行っていただいております。特に、提言にあった宗谷管内では、研修意欲の高まりが見られるなど、早くも成果が見られていると伺い、校長の皆様には、厚くお礼を申し上げます。ここでは、「本制度における校長の役割」と『「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた道教委の取組』について、触れたいと思う。

まず、本分科会のテーマである「本制度における校長の役割」についてである。このことについては、本年3月に各学校に提供した「校長による教員等との『対話に基づく受講奨励の手引』」で示しているポイントを基に、お話しをする。

「新たな研修制度」には、「教員の資質向上への主体性を喚起すること」、その上で、「学校組織の教育力の最大化」という二つの大きな目的があるが、私どもが把握している限り、まだ「教員の主体性を尊重する」ことに重点を置いて受講奨励を行っている校長の方が多いと認識している。

人材育成は、本来、学校の教育力を最大化するために行うものである。当初は、校長の学校経営の重点と、教員が考える個性・長所の伸長の視点は必ずしも一致しないこともあろうかと思う。であるから、校長は、本制度には「教員の主体性の喚起」と「学校組織の教育力の最大化」という二つの目的があることについて、所属教員と共通理解を図り、教員一人一人が、個性や長所を活かしながら学校を支える人材として成長するために、必要な学びを「共に考える」「導く」という育成観をもつことが重要である。このことについては、道教委の手引のポイント1で示しており、本制度の円滑な実施に向けて、最も大切なこととなるので、今一度ご確認をお願いしたい。校長の皆様には、まずは、OJTや校内研修、校外研修など、教員の多様な学びの保障をしていくこと、その上で、自身の学校経営の重点を達成するため、教員の意向を受け止めつつ、学校として教員に期待する役割を示すこと。

そして、日常の対話や面談の機会を通じて、教員の学びの成果を他の教員と共有し、学校の教育活動に生かす方法を共に考え、導くことなど、教員の個性や長所を「学校を支える力」に高める取組に、ご尽力いただきたいと考えている。このことについては、手引のポイント4で示している。手引には、この他、受講奨励の役割分担や時期などについても示しているので、校長の皆様には、ご確認をいただくとともに、校内研修等で、所属教員の理解促進にもご活用願いたい。

次に、ご要望のあった『「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた道教委の取組』についてである。「新たな教師の学びの姿」を実現するためには、提言にあった「教員一人一人が主体的に学び続けることができる『研修内容の充実』や『多様な研修方法の提供』」が非常に重要である。そのため、道教委では、令和5年度の教職員研修計画

において、多様な講座・コンテンツによる個別最適な学びの促進や、協議・演習、研修実施形態の工夫による協働的な学びの促進を基本方針として、教員研修の充実に取り組んでいる。広域な本道においては、町村内に小中学校1校ずつという小さな自治体が散在している。1学年1学級以下の学校が50%以上を占める。そういった学校で、ベテランや若手に極端な偏りがみられる。定年延長に伴い、50代・60代教員にも資質向上の必要性が生じているなど、学校規模や教員の年齢構成に関わって、教員が学ぶ環境に様々な困難さがある。こうしたことから、道教委では、学校にいながら著名な講師から学ぶライブやオンデマンド配信の拡充、日常業務を圧迫することなく学ぶ単発・短時間での講座開設、大学等と専門性の高い研修コンテンツの提供など、オンラインを活用した効果的・効率的な研修の工夫・改善には特に重点的に取り組んでいるところであり、今後もこの方向性で教員研修の充実を進めてまいりたい。

道教委としては、「新たな教師の学びの姿」の実現や「新たな研修制度」の円滑な実施に向けて、道教委職員の学校訪問や教員の研修アンケートはもとより、このような校長会・教頭会の皆様との直接の意見交換など、学校現場のお声を的確に把握しながら、本道の全ての教員の主体的な学びを支援してまいるので、今後も、様々な機会を通じて、ご意見をお聞かせ願いたい。

最後に校長会からも要望をいただいている研修旅費について情報提供する。先ほど、皆様方からも、校内研修の活性化や教員の研修環境の充実について提言のあったところであるが、道教委では、毎年度、校内・地域教職員研修促進費を活用した各管内の地域連携研修の実施を支援している。今年度は、道内の各地域や学校において、「新たな研修制度」の下、その地域や学校ならではの主体的な学びを進めていただくため、この後、本事業による地域連携研修の実施地域を追加募集する。校長の皆様においては、近隣校の教職員同士の学び合いや学校間連携による地域教育活動の一層の充実に向け、本事業を効果的にご活用願いたい。また、毎年度、各学校の校内研修の促進などを目的として、市町村教育委員会に配

分している校内・地域教職員研修促進費についても、昨年度はコロナ禍の影響もあり、残額が発生していたことから、今年度は、市町村教育委員会から配分されている研修旅費について、各学校においても、効率的な予算執行に努めていただくようお願いしたい。

【回答 教職員課働き方改革担当】

働き方改革担当より提言内容を踏まえ、3点説明する。1点目は、働き方改革に関する調査等の結果についてである。既に通知した他、道教委のWeb上で公開している。配付資料をご覧ください。

はじめに令和4年度の時間外在校等時間結果について、2～3頁の棒グラフは、それぞれ小学校、中学校の職種別、月別の1人当たりの平均時間外在校等時間となっている。全ての月で教頭が最も多く、ほぼ月45時間を超えている状況となっている。教頭以外の職では、概ね月の平均値で45時間以内となっているが、下の折れ線グラフ、45時間以内の職員の割合を見ると依然、多くの教員が45時間を超えている状況となっている。

次に勤務実態調査の結果についてである。昨年11月に86校、690人にご協力をいただき、1週間の勤務実態調査を行った。1～2頁には、職種別の在校等時間について、令和元年度の調査結果と文部科学省が今年4月に公表した全国平均の時間を比較している。全ての校種・職種で全国平均を下回っているが、勤務時間の7時間45分を大きく上回っている。3頁には、教諭等の主な業務内容別在校等時間と、業務に対する負担感を記載している。傾向としては、児童生徒に関わる業務については、時間が長くても比較的負担に感じる教員が少ない一方で、「事務処理」や「保護者対応」などについては、時間が短くても負担に感じている傾向が見られた。こうした負担感にも着目し、分析、効果的な取組を進めたいと考えている。

次の資料は、昨年度、各学校の北海道アクションプランの取組状況を調査したものである。①の在校等時間を計測した結果を集計し、活用した学校は100%。2頁、③のコアチームを設置している学校は、概ね100%というように、重点的に取り組んだ8項目については、概ね100%となっている。この取

組が進んでいる状況と、先の二つの調査で長時間勤務となっていることとの関係などについて、皆様からご意見等をいただけたらと考えている。

次に「調査業務の見直し」についてである。道教委の規則や要綱・通知等に基づき、学校が行っている業務のうち、廃止や省力化できる業務等について、各校長会、教頭会等に照会させていただいたところ、約750件のご意見、ご要望をいただいた。今後、担当課と協議の上、見直し可能な業務は順次実施し、教頭をはじめ、皆さんの負担軽減となるよう、進めていきたいと考えている。更なる提案などがあつたら、教職員課へお願いしたい。

最後に国の動向について4点お伝えする。本年5月、教員確保のための環境整備に関して文科大臣が中教審に諮問。中教審特別部会で、①更なる働き方改革 ②教員の処遇改善 ③より柔軟な学級編成 ④教員・支援スタッフの配置などについて議論しており、来年春には対策をまとめるとの報道があった。先月下旬の特別部会の議論を受け、授業時数の見直しなど、前倒しできる対策をまとめた緊急提言が今月中にも示される予定である。

6月に閣議決定した骨太方針でも来年度から3年間を集中改革期間として、教員不足解消などに取り組むこととしている。道教委としては、こうした国の動向も注視し対応していくが、各学校においても引き続き各学校の実情に応じた働き方改革（業務の精選・見直しなど）を職員一丸で進めていただくようお願いしたい。

○提言3、4に関する懇談・意見交流

【回答 部活動改革推進担当】

提言4について、3点回答する。

1点目は、中体連の大会参加に関わり、外部コーチ委託など、大会やコンクールの見直しについてである。これまでも教員以外の外部指導者等が部活動指導員として大会等に関わることができるよう制度の整備等工夫をしてきた。また、大会運営についても教員の負担増とならないよう、関係機関に要請をしている。

2点目は、指導者の確保についてである。平成30年度から公立中学校に部活動に指導員を配置した市町村に対し財政支援を行っている。また、「ほっ

かいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」という名称で指導者の候補となる人材を登録し、市町村等からの求めに応じて紹介する仕組みを作っている。

3点目は、平日と休日で部活動の指導者が異なる場合の対応等についてである。平日と休日で指導者が異なると指導方法や指導方針に違いが生じ、課題となっていると承知している。対応としては、国におけるガイドラインに沿って、指導方針等の共通理解に向け緊密に連携することが重要となる。

さらに3月に示した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」も参考にしていきたい。今後も不明な点は、質問や助言に応じるので、遠慮なくお問い合わせいただきたい。

北海道中学校長会 理事

亀 田 寛 人 (増毛町立増毛中学校)



「新たな教師の学び」について留萌地区の状況を話す。教師の研修は、様々な面で確実に進んでおり、研修履歴を活用した受講奨励の効果が表れていると感じている。また、ICT活用による研修も進んでいる。2回目の対話を通して、各教員の学びの詳細を把握していきたい。今後は、「新たな教師の学び」をどのように活用することが働き方改革につながっていくのかという点を課題として取り組んでいきたい。

意見交換会・各課懇談会出席者

◆北海道教育委員会

教 育 長	倉本 博史
教 育 部 長	北村 英則
学校教育監	山本 純史
教育指導監	西口 昌司
総 務 政 策 局 長	伊賀 治康
学 校 教 育 局 長	川端香代子
特別支援教育担当局長	堀籠 康行
生徒指導・学校安全担当局長	伊藤 伸一
ICT 教育推進局長	相川 芳久
教 職 員 局 長	谷垣 朗
義 務 教 育 課 長	遠藤 直俊
特別支援教育課長	大畑 明美
教職員育成課長	松橋 朗
生徒指導・学校安全課長	大槻 直広
部活動改革推進課長	田口 範人
ICT 教育推進課長	高橋 宏明
教 職 員 課 長	立花 博史
働き方改革担当課長	中嶋 英樹
総 務 課・主 幹	添田 雅之
教育政策課・課長補佐	林 徹
生徒指導・学校安全課・課長補佐	田中 博文
生徒指導・学校安全課・課長補佐	松田 卓也
生徒指導・学校安全課・課長補佐	高川 志野
ICT 教育推進課・課長補佐	後藤 貴志
ICT 教育推進課・課長補佐	荒瀬 匡宗
教職員課・課長補佐	安澤 典幸
教職員課・課長補佐	我妻 宏志
教職員課・課長補佐	遠藤 新理

◆北海道小学校長会

会 長	森田 智也
副 会 長	遠藤 隆典
副 会 長	吉崎 健一
副 会 長	谷口 光伸

副 会 長	松本 伸彦
副 会 長	齋藤 超
副 会 長	徳田 恭一
事 務 局 長	末原 恵蔵
事務局次長	西村 裕子
事務局次長	丹野 靖彦
会 計 理 事	田邊 芳明
指名理事(道特協)	青田佳寿紀
指名理事代理(へき・複)	井上 隆一
地区理事(経営部部長)	渡辺 弘行
地区理事(研修部部長)	小野 敦司
地区理事(対策部部長)	近藤 康
地区理事(経営部)	大橋 宏朗
地区理事(研修部)	寺本 公彦
事務局・経営部副部長	村上 智樹
事務局・研修部副部長	稲上 敏男
事務局・対策部副部長	下山 弘美
事務局・情報部副部長	佐々木雅哉
事務局・経営部幹事	工藤 雅人
事務局・経営部幹事	佐藤 美鶴
事務局・研修部幹事	山田 健一
事務局・研修部幹事	松本 昌也
事務局・研修部幹事	高原 直樹
事務局・対策部幹事	里館 大
事務局・対策部幹事	丸岡 哲也
事務局・情報部幹事	割石 隆浩
事務局・情報部幹事	高畑 均
事務局・情報部幹事	豊田 央

◆北海道中学校長会

会 長	森田 聖吾
副 会 長	村上 俊一
副 会 長	長谷川秀雄
副 会 長	盛永 明寿
副 会 長	徳増 秀隆

事 務 局 長	三浦 英悟
事務局次長	吉本 将樹
事務局次長	河村 克也
会 計 理 事	伊藤 仁弥
地区理事(経営部部長)	小森 享
地区理事(対策部部長)	工藤 亘
地区理事(情報部部長)	細谷 隆志
地区理事(経営部)	裊田佳奈恵
地区理事(研修部)	亀田 寛人
地区理事(研修部)	瀧澤 義守
地区理事(対策部)	能戸 貴英
地区理事(対策部)	佐藤 英樹
地区理事(情報部)	山下 秀一
経 営 部 副 部 長	野口 俊之
研 修 部 副 部 長	高橋 正幸
対 策 部 副 部 長	坂本 征人
情 報 部 副 部 長	山田 誠一
経営部幹事	北村 剛
経営部幹事	松橋 辰吾
研修部幹事	田丸 明史
研修部幹事	川原 明子
対策部幹事	小泉 寧
対策部幹事	柴田 真琴
情報部幹事	鏡 武志
情報部幹事	高橋 泰明

◆北海道公立学校教頭会

会 長	野田 隆之
副 会 長	高橋 美紀
副 会 長	佐藤 孝俊
副 会 長	奥平 真紀
副 会 長	酒井 宏昭
事務局次長	鶴羽 伸介